

佐賀県ファシリティマネジメント基本方針

～佐賀県公共施設等総合管理計画～

平成 27 年 10 月

(令和 2 年 4 月一部改訂)

(令和 4 年 3 月改訂)

(令和 5 年 4 月一部改訂)

(令和 7 年 4 月一部改訂)

佐賀県

目次

はじめに	1
I 方針策定の趣旨	2
1. 目的	2
2. 対象とする財産	2
3. 本方針の位置付け	2
II 公共施設等の現況及び将来の見通し	5
1. 公共施設等の現況	5
2. 人口の今後の見通し	11
3. 有形固定資産減価償却率の推移（老朽化の状況）	12
4. 財政状況	13
5. 維持管理・更新等にかかる経費の見込み	19
III 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方	21
1. 現状や課題に関する基本認識	21
2. 取組の推進方針	22
【参考（これまでの取組実績）】	24
3. 全庁的な取組体制等	24
4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	26
5. PDCA サイクルの推進方針	29
IV 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	30

はじめに

本県においては、1970 年代の高度経済成長期以降に建設された庁舎等の公共施設や道路等のインフラなどがこれから大量に更新の時期を迎える。

一方、本県の人口は、昭和 34 年（1959 年）の約 97 万人をピークに増減を繰り返しているが、平成 9 年（1997 年）以降は連続して減少しており、今後も減少することが見込まれているとともに、少子・高齢化などにより、人口構成が大きく変化し、県有施設の利用需要も変化していくものと予測される。また、ユニバーサルデザイン化の推進による利便性の向上や、施設の脱炭素化等といった社会的なニーズへの対応が求められている。

他方、県の財政状況は、公債費が高い水準にあることや、社会保障関係経費の増加により、今後も厳しい状況が続くものと見込まれる。

このような県政を取り巻く環境の変化の中で、県有施設の長寿命化や維持管理の効率化による費用の縮減、県有財産の売却・有効活用による歳入確保等により、これまで以上の県有財産の効率的・効果的な活用が求められている。

これまでも、本県においては、未利用財産の売却等による総量縮減やエレベータ内広告等の有料広告による歳入確保等を行ってきたが、より質の高い行政サービスを将来にわたり持続的に提供していくため、平成 27 年（2015 年）に経営的な視点を重視するファシリティマネジメントの考え方を導入した「佐賀県ファシリティマネジメント基本方針（佐賀県公共施設等総合管理計画）」を作成した。

今後は、この基本方針に沿って県有財産の総合的かつ長期的な管理を行うことで県民サービスのさらなる向上、財政負担の軽減・平準化を目指すこととする。

I 方針策定の趣旨

1. 目的

庁舎等の公共施設や道路等のインフラなどがこれから更新の時期を迎え、一方で、少子・高齢化などにより、人口構成が大きく変化し、県有施設の利用需要の変化や厳しい財政運営が見込まれることから、本方針に沿って県有財産の総合的かつ長期的な管理を行うことで県民サービスのさらなる向上、財政負担の軽減・平準化を目指すこととする。

2. 対象とする財産

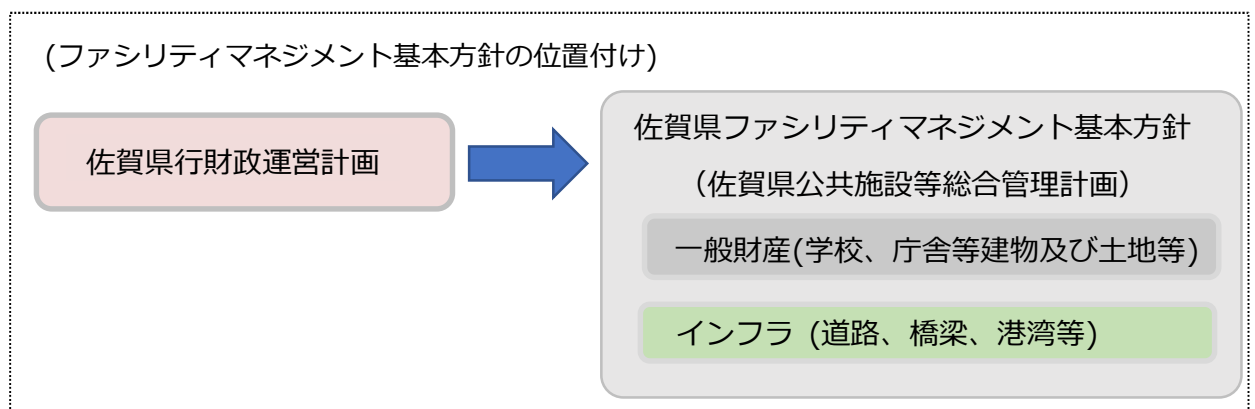
本県が保有するすべての土地や建物、設備等のいわゆるハコモノ（一般財産）のほか、道路、橋梁等すべてのインフラ及び公営企業財産とする。

- 一般財産 : インフラを除く知事部局、教育委員会事務局、警察本部に関連する財産
- インフラ : 道路・橋梁などの土木構造物（県営住宅を含む。）
- 公営企業財産 : 工業用水道事業会計に係る施設等

3. 本方針の位置付け

本方針は、佐賀県行財政運営計画に掲げる県有財産の総合的かつ長期的な管理運営の取組を具体的に進めるためのものとし、令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間を見据えた、基本的な考え方や取組項目を取りまとめたものと位置付ける。

また、国が策定したインフラ長寿命化基本計画において策定を求められる本県の長寿命化計画（行動計画）や、総務省から策定を求められる公共施設等総合管理計画を兼ねている。



(参 考)

☆ファシリティマネジメント（FM）とは

ファシリティマネジメントとは、資産（土地、建物、設備等）を経営資源ととらえ、総合的かつ長期的な視点に立ち、コストや利便性の最適化を図りながら、企画、管理、活用する経営管理方式。

本県では、様々な課題に対し、資産を経営資源としてとらえ、将来にわたって県民に対する行政サービスの向上等を図るため、経営的な視点を重視するファシリティマネジメントを導入し、県有財産の総合的かつ長期的な管理運営を推進する。

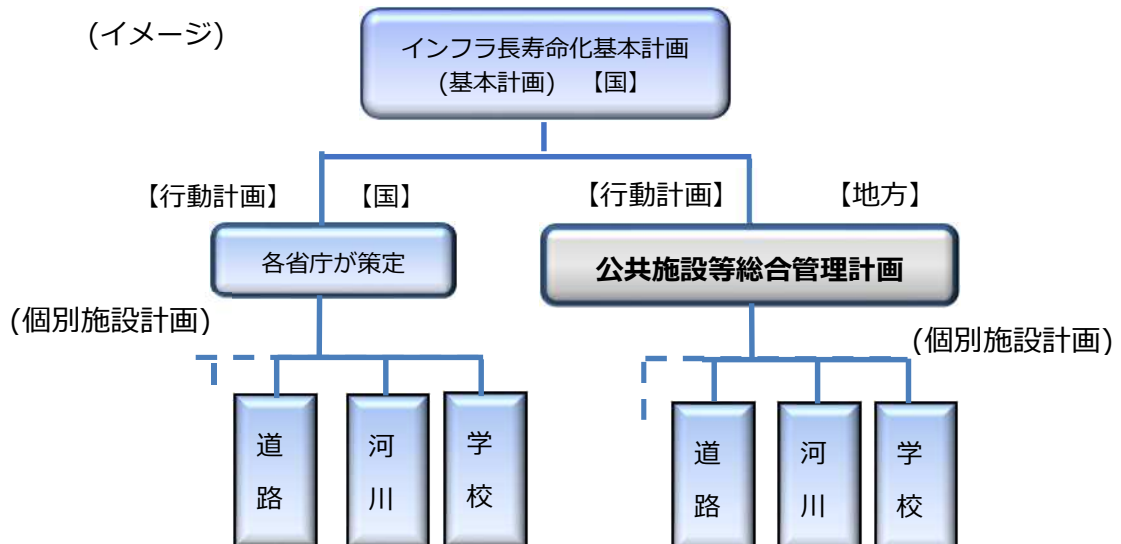
○期待される導入効果

- 県有財産の質・量の適正化、社会ニーズへの柔軟な対応の実現
 - ・ ・ 安全性に配慮した施設等の長寿命化の実現
 - ・ ・ 市町のまちづくりの視点に配慮した公共施設の配置
 - ・ ・ 県有財産の総量の適正化ほか
- 保全等関連コストの削減・平準化（財政負担の軽減）
 - ・ ・ 施設の長寿命化によるライフサイクルコストの削減
 - ・ ・ 長期的視点に立った効果的な予算執行の実現（平準化）ほか

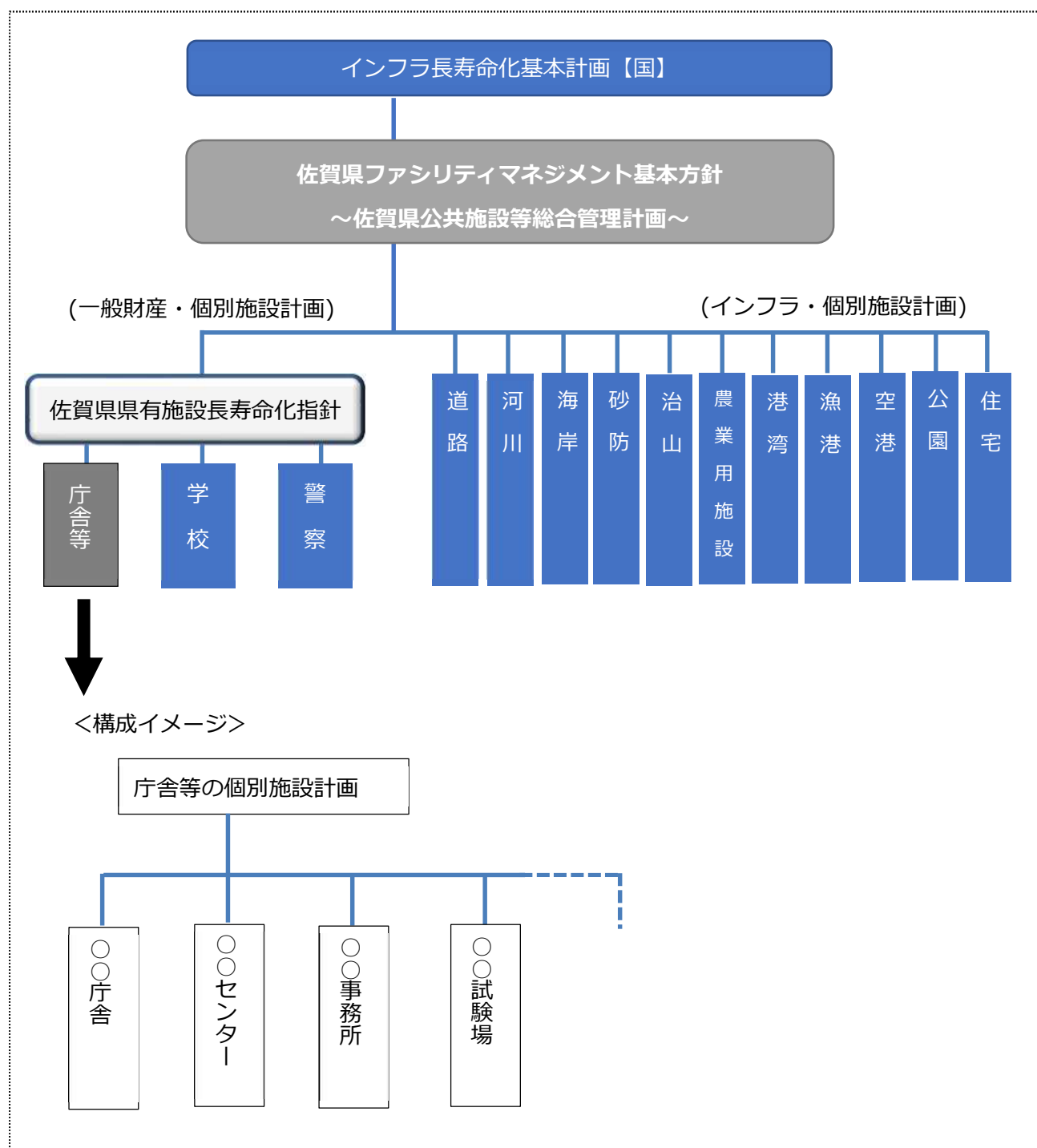
◆国からの公共施設等総合管理計画の策定要請

地方公共団体が所有する公共施設等の全体の状況を把握し、当該地方公共団体を取り巻く現状及び将来の見通しを分析し、これを踏まえた公共施設等の管理の基本的な方針を定めることを内容とする計画を定めるよう要請。

（平成 26 年 4 月 22 日総務大臣通知）



◆佐賀県ファシリティマネジメント基本方針の体系



II 公共施設等の現況及び将来の見通し

1. 公共施設等の現況

(1) 一般財産

① 保有状況

公有財産（令和 5 年度末現在）は、土地面積が約 3,096 万㎡、延床面積が約 156 万㎡と、大量の財産を保有している。

延床面積を用途別にみると、県営住宅が約 27%、学校施設が約 33%を占めており、これらで全体の約 60%を占めている。

図表 公有財産の状況

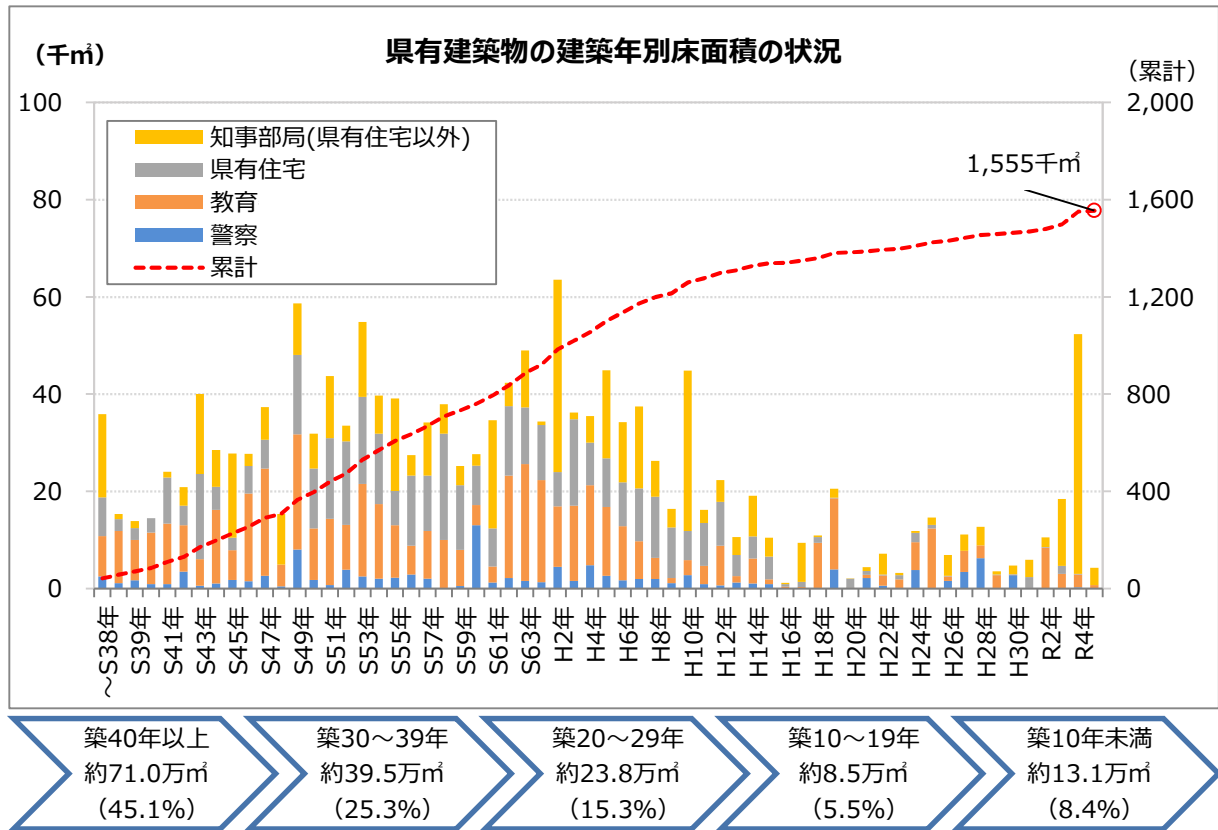
施設類型	区分		土地面積		延床面積	
			数量（万㎡）	割合	数量（万㎡）	割合
知事部局	公用・公共用	庁舎等	388.31	12.5%	22.70	14.6%
		その他	1,842.98	59.5%	1.88	1.2%
		県営住宅	65.35	2.1%	42.01	27.0%
		公園	165.38	5.3%	1.96	1.3%
		その他	188.98	6.1%	19.46	12.5%
	その他	雑種財産	156.95	5.1%	2.83	1.8%
		宿舎、宿泊施設	1.84	0.1%	1.08	0.7%
	計		2,809.80	90.7%	91.91	59.1%
教育	公共用・公用	学校施設	253.65	8.2%	51.73	33.3%
		その他	0.00	0.0%	0.00	0.0%
	その他	雑種財産	1.71	0.1%	0.05	0.0%
		宿舎	0.11	0.0%	0.02	0.0%
	計		255.46	8.3%	51.80	33.3%
警察	公用	庁舎	9.13	0.3%	2.54	1.6%
		その他	13.44	0.4%	5.55	3.6%
	その他	雑種財産	2.01	0.1%	0.70	0.4%
		宿舎	6.40	0.2%	3.00	1.9%
	計		30.99	1.0%	11.78	7.6%
合計			3,096.24	100.0%	155.50	100.0%

出典：令和 5 年度佐賀県公有財産内訳書

② 老朽化の状況

県有建築物を建築年別でみると、築30年以上を経過する建築物が全体の約70%を占めており、床面積は1,555千㎡である。

図表 県有建築物の建築年別床面積の状況



※建築年不明の施設が全体の0.4%

出典：令和5年度公有財産台帳

(2) 一般財産（交通安全施設）

①保有状況

県内に整備されている公安委員会が管理する標識や交通管制システム等の交通安全施設のうち、信号制御機の令和6年度末における保有量は、1,606基となる。

図表 主な交通安全施設

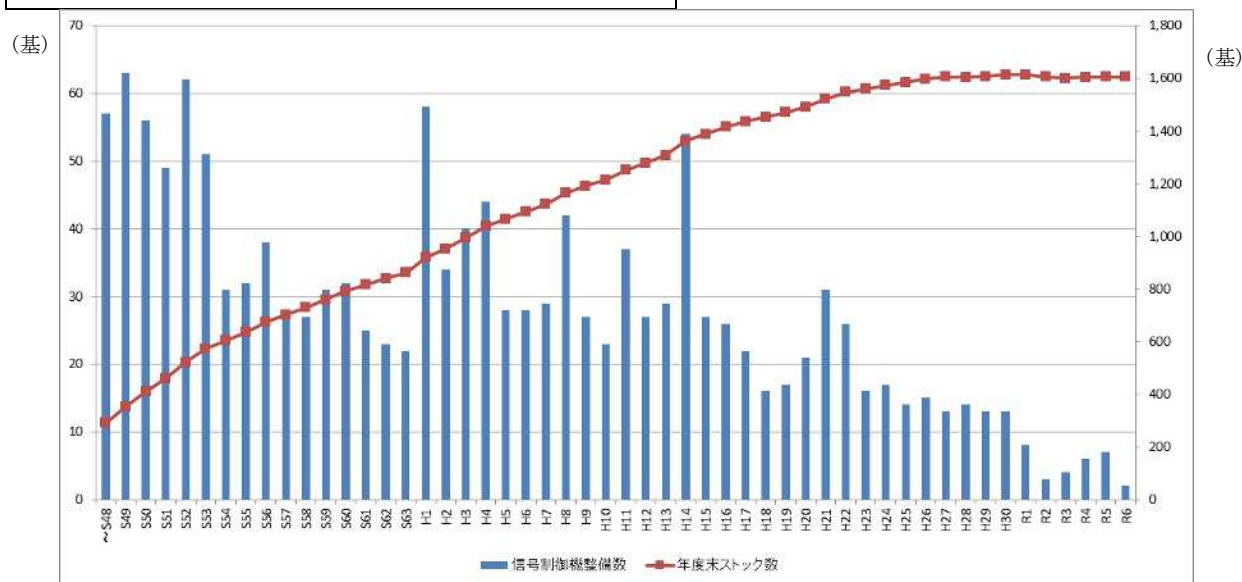
	保有量
信号制御機	1,606 基
道路標識	約 34,000 本

②老朽化の状況

交通の安全と円滑を図る上で高い効果を発揮する交通安全施設は、経済成長と共に整備され、交通事故抑止に大きく寄与してきた。

これまで、施設の更新整備を進めているが、現在、更新基準を超えている施設も多くあり、今後、老朽化した施設の多くが更新時期を迎える。

図表 交通安全施設(信号制御機)の整備年度別グラフ



(3) インフラ

① 保有状況

本県が保有又は管理するインフラの保有状況（令和５年度末現在）は、下記のとおり。

図表 インフラの保有状況

施設分野			保有量	
道路	舗装		延長	1,658 km
	トンネル		総数	17 本
			総延長	8,163 m
	橋梁	橋長 15m以上	橋数	737 橋
		橋梁 15m未満	橋数	2,401 橋
	大型道路附属物		横断歩道橋	30 橋
			大型カルバート	3 基
			門型施設	16 基
河川		排水機場	52 施設	
		水門	32 箇所	
ダム（河川管理施設）		総数	13 基	
		（内）多目的	10 基	
		（内）治水	3 基	
海岸		排水機場	4 施設	
		排水樋管	35 箇所	
砂防	砂防施設		砂防堰堤	498 基
			床固・床止	37 基
	地すべり 防止施設	集水井	国土交通省所管	195 基
			林野庁所管	57 基
			農村振興局所管	49 基
	急傾斜地崩壊防止施設		法枠・擁壁	260 施設
治山		治山ダム	4,045 基	
農業用施設		総数	8 基	
		（内）農業用	6 基	
		（内）防災	2 基	
港湾		総数	9 港	
		（内）重要港湾	2 港	
		（内）地方港湾	7 港	
漁港		総数	5 港	
		（内）第 1 種漁港	1 港	
		（内）第 2 種漁港	2 港	
		（内）第 3 種漁港	2 港	
空港		空港	1 空港	
		滑走路長	2,000 m	
公園		公園総数	3 箇所	
		（内）広域公園	2 箇所	
		（内）総合公園	1 箇所	
		施設数	2,057 施設	
住宅		県営住宅	67 団地	
		戸数	6,557 戸	

出典：各施設公有財産管理台帳

② 老朽化の状況

インフラは、1970 年代の高度経済成長期以降に整備された多くの施設が、これから更新時期を迎える。

例えば、道路橋梁については、令和 3 年 3 月末時点で建設後 50 年を経過したものが約 26% だが、10 年後には約 46%、20 年後には約 63%と、その割合は急速に増加している。

図表 インフラの老朽化の状況

(建設後 50 年を経過するインフラの割合)

		保有量			
		R3 年 3 月末	R13 年 3 月末 (10 年後)	R23 年 3 月末 (20 年後)	R33 年 3 月末 (30 年後)
道路	トンネル	0%	13%	38%	69%
	橋梁	26%	46%	63%	79%
	大型道路 附属物	12%	43%	51%	96%
河川	ポンプ	2%	6%	44%	90%
	水門	6%	34%	63%	91%
	ダム	8%	31%	54%	62%
海岸	ポンプ	0%	0%	50%	100%
	排水樋管	22%	49%	65%	78%
砂防		41%	60%	72%	85%
治山		24%	47%	68%	83%
農業用施設		13%	25%	75%	100%
港湾		18%	33%	52%	76%
漁港		5%	24%	57%	87%
空港		0%	0%	0%	100%
公園		10%	14%	15%	50%
住宅		20%	50%	78%	96%

(4) 公営企業財産

① 保有状況

本県が保有又は管理する令和5年度(2023年度)末の公営企業財産は、土地面積が76,634.14㎡、施設延床面積が1,661.16㎡である。

図表 東部工業用水道事業 公営企業財産の保有状況(土地) (R5年度末時点)

土地区分	筆数	公簿面積(㎡)
浄水場	28	25,401.00
増圧ポンプ	7	5,037.93
配水地場	15	25,061.44
調圧槽場	2	966.00
管路敷場	272	10,483.77
汚泥処分場	6	8,318.00
導水場	2	1,366.00
計	332	76,634.14

図表 東部工業用水道事業 公営企業財産の保有状況(施設) (R5年度末時点)

施設分野	施設数	公簿面積(㎡)
管理本館	1	713.24
配水ポンプ室	1	415.33
車庫及び倉庫	2	177.39
職員宿舍	0	0.00
増圧ポンプ場	5	355.20
計	9	1,661.16

出典：東部工業用水道事業令和5年度固定資産台帳

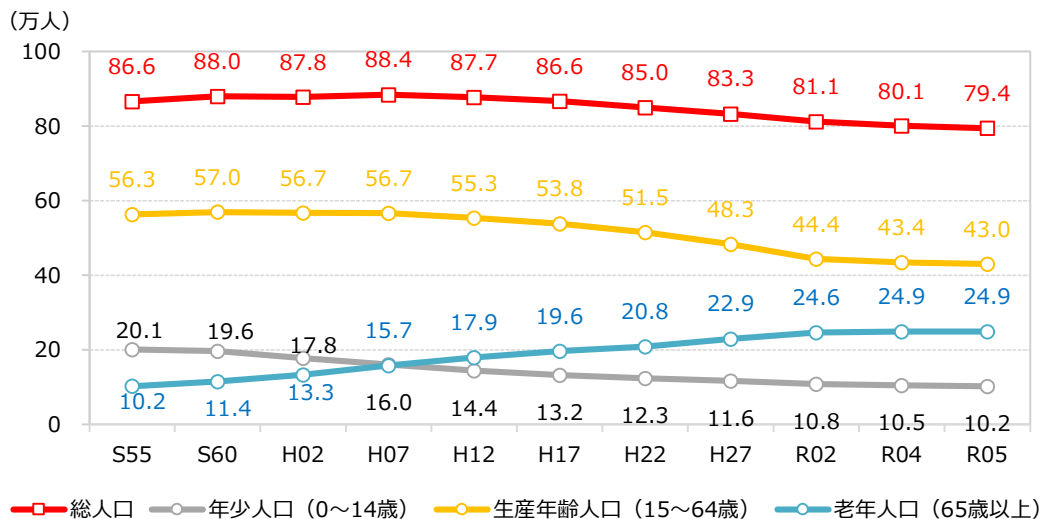
② 老朽化の状況

公営企業財産の有形固定資産減価償却率及び管路経年比率が全国平均値を大きく上回っており、施設・管路等の老朽化が進んでいる。

2. 人口の今後の見通し

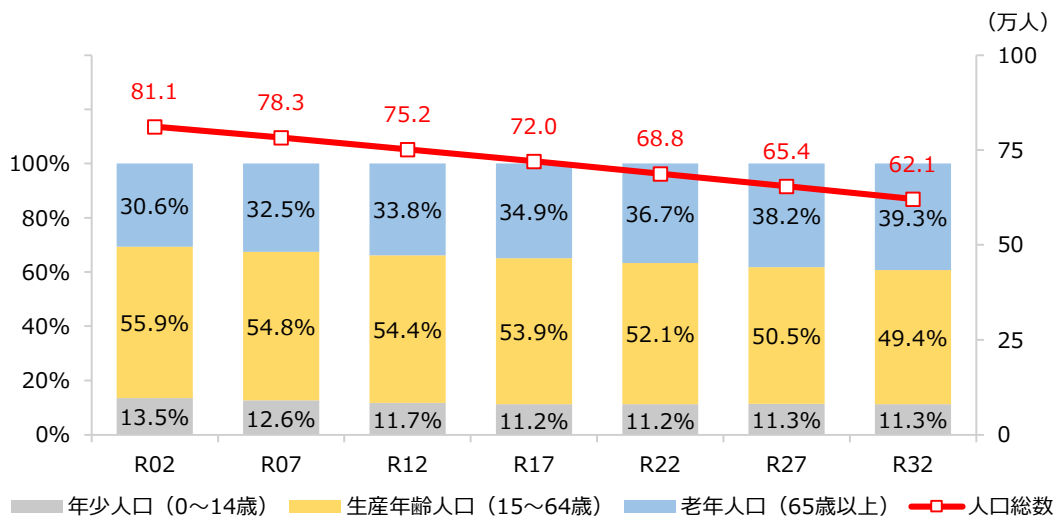
本県の総人口は、令和2年（2020年）の約81万人から30年後にあたる令和32年（2050年）には、約62万人（▲23.5%）にまで減少することが推計されている。

図表 本県の人口推移（全体及び年齢3区分）



出典：地方版総合戦略の策定等に向けた人口動向分析・将来人口推計の手引き（令和6年6月版）

図表 本県の将来推計人口割合（年齢3区分）及び総数

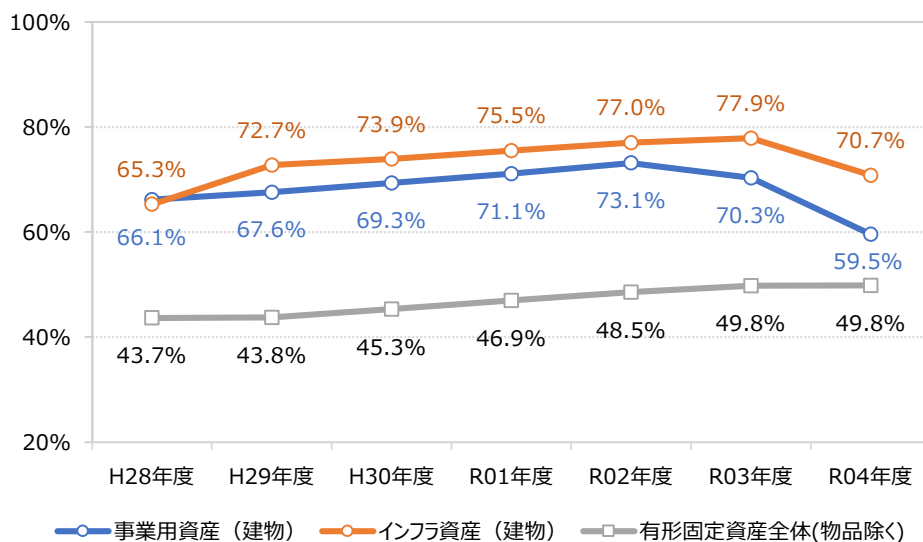


出典：地方版総合戦略の策定等に向けた人口動向分析・将来人口推計の手引き（令和6年6月版）

3. 有形固定資産減価償却率の推移（老朽化の状況）

本県の所有資産全体（普通会計）の有形固定資産減価償却率について、平成 28 年度（2016 年度）増加していたが、SAGA サンライズパーク建設により令和 4 年度（2022 年度）に大きく減少している。

図表 佐賀県の有形固定資産減価償却率の推移



出典：佐賀県財務諸表 固定資産台帳

※有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能となる指標。ただし、施設の状態を踏まえていないことや長寿命化の取組成果を精緻に反映したものではないことから、償却率の高低が直ちに公共施設等の建替えの必要性や将来の財政負担の発生を示しているものではないことに留意が必要。

<有形固定資産減価償却率の算定式>

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額（土地・立竹木以外）}}{\text{取得価格}}$$

4. 財政状況

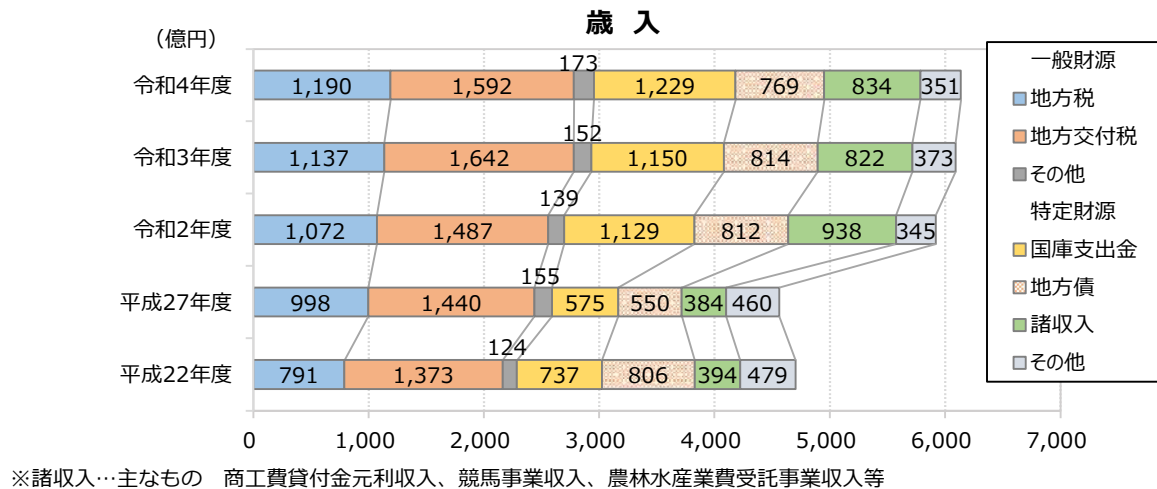
(1) 歳入及び歳出の推移

本県の財政状況（普通会計）は以下のとおり。

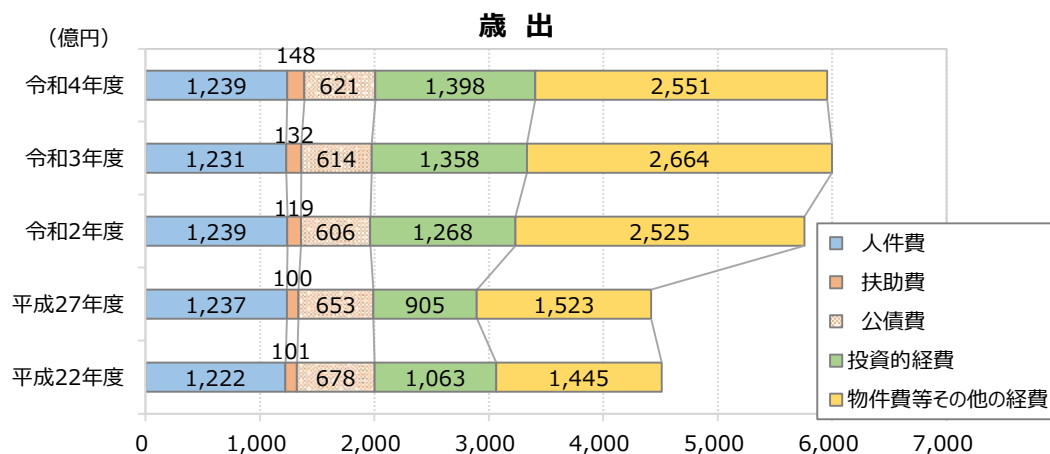
歳入歳出ともに、令和2年度（2020年度）以降は新型コロナウイルス感染症対策のため決算総額が増加している。

前述の「人口の今後の見通し」のとおり、今後高齢化社会が深刻化を増し、医療費や福祉関係等の経費（扶助費）が増加すると推測される。

図表 普通会計決算額の推移（歳入）



図表 普通会計決算額の推移（歳出）



出典：各年度財政状況資料集（普通会計）

予算規模の推移（R6 年 9 月試算）（単位：億円）

歳出 区分	R5 年度末	R6 年度末	R7 年度末	R8 年度末
公債費	614	597	606	603
人件費	1,229	1,328	1,299	1,343
扶助費（社会保障関係経費）	666	691	716	741
投資的経費	929	860	892	796
その他	1,327	1,417	1,285	1,264
経済対策等	912	368	280	241
歳出 計	5,677	5,261	5,078	4,988

歳入 区分	R5 年度末	R6 年度末	R7 年度末	R8 年度末
一般財源	3,147	3,176	3,250	3,266
地方税（県税）	978	1,017	997	999
地方消費税清算金	396	416	418	423
地方譲与税	168	171	172	174
地方交付税	1,597	1,540	1,653	1,662
県債	542	411	399	360
臨時財政対策債	15	7	7	7
国庫支出金、繰入金等の特定財源	1,988	1,674	1,429	1,362
財政調整積立金	57	66	45	35
大規模施設整備基金	0	42	32	13
土地開発基金	0	0	15	6
経済対策等	822	365	279	239
歳入 計	5,677	5,261	5,078	4,988

収支試算の前提

項 目	内 容
歳 出	人件費 ・給与改定、教職調整額の引上げを想定した所要額を反映
	社会保障関係経費 ・毎年度 25 億円の自然増加
	投資的経費 ・通常事業を確保しつつ、大型事業に伴う所要額を反映
歳 入	一般財源（臨時財政対策債含む） ・令和 6 年度以降同水準で推移 [・給与改定及び教職調整額の引上げ等に伴う普通交付税の増を反映]

出典：佐賀県行財政運営計画 2023

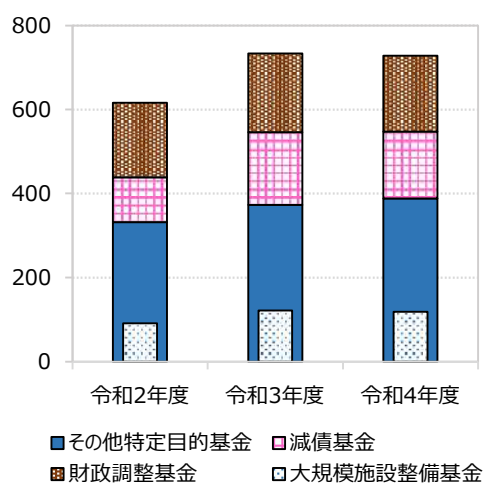
(2) 基金残高の推移

今後の方針として、特定目的基金を戦略的に活用していくとともに、収支改善の取組を進め、令和8年度末（2027年3月末）の財政調整基金の残高において、約130億円を確保する目標としている。

なお、本県が設置する大規模な公用又は公共用の施設整備を用途とする大規模施設整備基金については、令和4年度（2022年度）の長期保全整備事業等の実施により3億円減少している。

図表 基金残高（単位：億円）

区分	年度	R2	R3	R4
財政調整基金		177.3	187.4	180.0
減債基金		106.8	172.8	159.3
その他特定目的基金		331.6	372.7	388.0
大規模施設整備基金		91.4	121.4	118.4
SSP 育成・SAGA2024 運営基金		50.1	65.1	97.4
地域医療介護総合確保基金		25.8	33.2	31.6
発電用施設周辺地域振興基金		27.7	28.2	22.8
新型コロナウイルス感染症対応 中小企業金融支援基金		48.0	29.2	13.4
基金残高合計		615.7	732.9	727.3



出典：令和4年度財政状況資料集

予算規模の推移（基金残高の推移）（R6年9月試算）（単位：億円）

基金残高の推移	R5 年度末	R6 年度末	R7 年度末	R8 年度末
財政調整基金残高	178	160	140	130

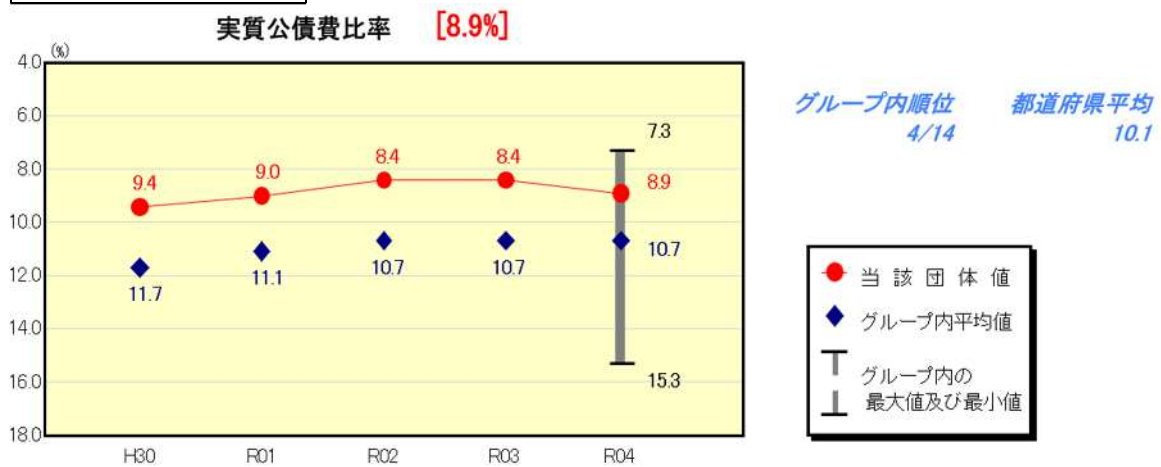
出典：佐賀県行財政運営計画 2023

(3) 公債費負担の状況

実質公債費比率とは、その年の自治体が自由に使える一般財産に占める公債費（借金返済額）の割合を示す。この数字は、自治体の借金が多めなのか少なめなのかを判断する一つの目安となる。

佐賀県は、同一規模団体のグループ内平均及び都道府県平均を下回っている。令和3年度（2021年度）から令和4年度（2022年度）に0.5ポイント増加した主な要因は、実質公債費率を算定する際の分子に充当する公債費等交付税措置額が減少したため。

図表 公債費負担の状況



出典：令和4年度財政状況資料集

5. 維持管理・更新等にかかる経費の見込み

令和5年度末現在の公共施設等をすべて保有し続けると仮定し、長寿命化対策（予防保全型の維持管理）を行った場合と対策前の維持管理・更新等にかかる経費の見込み額及びその効果額を試算した。

なお、試算に当たっては、個々の施設の老朽化度合いや今後の物価変動などは見込んでいないため、実際の施設等の使用状況や劣化状況などにより実際の経費とは異なる可能性がある。

（１） 維持管理・更新等にかかる経費の見込み（10 年間）

長寿命化対策を行った場合の維持管理・更新等にかかる経費の見込み額は10年間で2,195.2億円、対策前は4,209.5億円であり、対策の効果額は2,014.3億円が見込まれる。

図表 維持管理・更新等に係る経費の見込み（10 年間）（単位：億円）

(10 年間)		長寿命化対策後				対策前	対策の 効果額 ④－⑤
		維持管理 ・修繕 ①	改修 ②	更新等 ③	合計 ①+②+③ ④	合計 ⑤	
普通会計	建築物 (a)	74.6	541.9	352.3	968.8	1,436.1	▲467.3
	インフラ施設 (b)	831.1	371.3	24.0	1,226.4	2,773.4	▲1,547.0
合計 (a+b)		905.7	913.2	376.3	2,195.2	4,209.5	▲2,014.3

【参考】公営事業会計を含んだ場合

(10 年間)		長寿命化対策後				対策前	対策の 効果額 ④－⑤
		維持管理 ・修繕 ①	改修 ②	更新等 ③	合計 ①+②+③ ④	合計 ⑤	
普通会計	建築物 (a)	74.6	541.9	352.3	968.8	1,436.1	▲467.3
	インフラ施設 (b)	831.1	371.3	24.0	1,226.4	2,773.4	▲1,547.0
	計 (a+b)	905.7	913.2	376.3	2,195.2	4,209.5	▲2,014.3
公営企業 会計	建築物 (c)	0.0	0.0	1.7	1.7	1.7	0.0
	インフラ施設 (d)	3.7	1.5	9.0	14.2	65.4	▲51.2
	計 (c+d)	3.7	1.5	10.7	15.8	67.0	▲51.2
合計 (a+b+c+d)		909.3	914.7	387.0	2,211.0	4,276.5	▲2,065.5

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

(2) 維持管理・更新等にかかる経費の見込み(30年間)

長寿命化対策を行った場合の維持管理・更新等にかかる経費の見込み額は30年間で6,834.7億円、対策前は11,873.2億円であり、対策の効果額は5,038.5億円が見込まれる。

図表 維持管理・更新等に係る経費の見込み(30年間) (単位: 億円)

(30年間)		長寿命化対策後				対策前	対策の 効果額
		維持管理 ・修繕 ①	改修 ②	更新等 ③	合計 ①+②+③ ④	合計 ⑤	
普通会計	建築物 (a)	223.8	1,446.9	1,647.6	3,318.3	3,763.2	▲444.9
	インフラ施設 (b)	2,323.6	1,120.8	72.0	3,516.4	8,110.0	▲4,593.6
合計 (a+b)		2,547.4	2,567.7	1,719.6	6,834.7	11,873.2	▲5,038.5

【参考】公営事業会計を含んだ場合

(30年間)		長寿命化対策後				対策前	対策の 効果額
		維持管理 ・修繕 ①	改修 ②	更新等 ③	合計 ①+②+③ ④	合計 ⑤	
普通会計	建築物 (a)	223.8	1,446.9	1,647.6	3,318.3	3,763.2	▲444.9
	インフラ施設 (b)	2,323.6	1,120.8	72.0	3,516.4	8,110.0	▲4,593.6
	計 (a+b)	2,547.4	2,567.7	1,719.6	6,834.7	11,873.2	▲5,038.5
公営企業 会計	建築物 (c)	0.0	0.0	1.9	1.9	1.9	0.0
	インフラ施設 (d)	9.8	1.7	93.7	105.2	123.3	▲18.1
	計 (c+d)	9.8	1.7	95.6	107.1	125.2	▲18.1
合計 (a+b+c+d)		2,557.2	2,569.4	1,815.2	6,941.8	11,998.4	▲5,056.6

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

III 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方

1. 現状や課題に関する基本認識

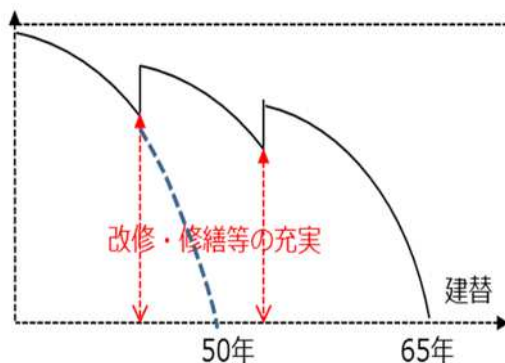
本県においては、今後予測される人口減少・少子高齢化社会（施設需要の変化）の到来や厳しい財政状況、国土強靱化（防災・減災）、老朽化対策への対応やまちづくりの担い手の多様化（公民連携）など、県政を取り巻く環境は変化しており、県有財産のより効率的・効果的な活用が求められる。

これらの現状を踏まえ、10年先の佐賀県の姿を見据え、施設を賢く使い、活かすため、それぞれの施設にあった適正な維持管理や長寿命化を図る。また、量・質・コストの適正化（既存ストックの有効活用）を目指し、変化する社会ニーズへの柔軟な対応と、質の高い行政サービスを持続的に提供し、経営的な視点に基づいた県有財産の総合的かつ長期的な管理・活用を図る。

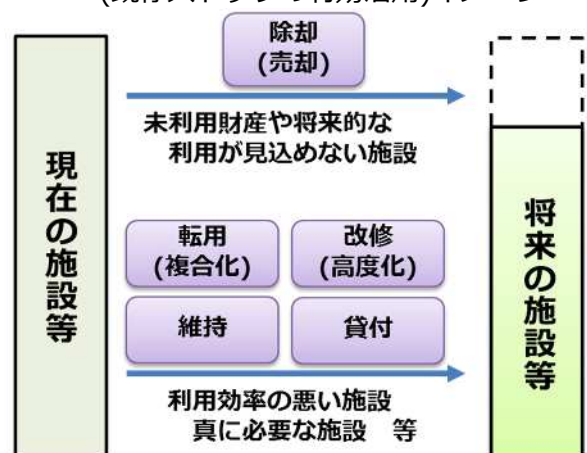
☆賢くつかう(いかす)イメージ

- つかう** 施設の適正な維持管理と長寿命化
 - 施設の長寿命化、財政負担の軽減・平準化
 - メンテナンスサイクルの構築、予防保全型の維持管理
- いかす** 量・質・コストの適正化(既存ストックの有効活用)
 - 除却(売却)、間引き、転用、複合化(高度化)
 - 効率的利活用（民間活力）、歳入確保

◆施設の適正な維持管理と長寿命化イメージ



◆量・質・コストの適正化 (既存ストックの有効活用)イメージ



2. 取組の推進方針

(1) 一般財産

取組の推進にあたっては、年齢や性別、障害の有無や国籍等にかかわらず、誰もが安全かつ円滑に利用できるようにユニバーサルデザイン化の推進を図る。また、一般財産の課題を踏まえ、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、総合的かつ長期的な視点に基づき、県有財産の総合的な管理を図る。これにより、一般財産の量・質・コストの最適化による県民サービスの向上、施設の長寿命化及び財政負担の軽減・平準化の実現を目指す。

ついては、本方針を推進するにあたって、次の項目を基本的な方向性として掲げ、具体的な取組を行う。

① 計画的保全（施設の長寿命化）

点検や劣化診断等に基づいた予防保全を推進し、施設の質（安全性、要求性能）を維持・向上させながら、施設の長期使用を目指す。また、施設の特性に応じた施設別長期保全計画を策定し、中長期的な観点から財政負担の軽減を図るとともに、計画的な予防保全による財政負担の平準化を図る。

② 保有総量の適正化

未利用財産や将来的な利用が見込めない財産の積極的な売却を進めるとともに、既存施設の見直し、集約化等に努めることにより、県有財産のスリム化を進め、歳入確保及び財産保有にかかるコストの縮減を図る。

③ 効率的利活用の推進

施設等のあり方の見直しや執務スペースの標準化、設備の新技术の導入等を検討し、日常的な管理コストや業務量の縮減を図るとともに、既存施設等のさらなる有効活用（共同利用、貸付等）を実施し、県有施設の効率的利活用を推進する。

(2) インフラ

人口減少や厳しい財政状況に加え、近年では災害が頻発化・激甚化しており全国的な問題となっている。このような状況下においても、人やモノの交流が活発で地域や産業が活性化し、快適で活力のあるまち「さが」をつくるため、県民が安全・安心に暮らせる強靱な県土の実現を図る。そのためには、ユニバーサルデザイン化を推進しながら、真に必要なインフラの整備を着実に進めていく必要がある。

既存のインフラについては、個別施設ごとの具体的な維持管理・更新等に関する対応方針を個別施設計画（長寿命化計画）に定めている。この計画に基づき、老朽化対策等を計画的・持続的に実施することで、インフラをより長く使用し、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減と平準化を図っている。

本方針を推進するにあたって、次のような取組を実施する。

① 施設ごとのメンテナンスサイクルの構築

点検・診断を一定の基準に基づき、適切な時期に必要な対策を実施する。また、点検・診断の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次回の点検・診断に活用するなどメンテナンスサイクルの構築を図る。これらの対策により、施設の安全・安心を持続的に確保するとともに、効果的・効率的な維持管理を目指す。

② 予防保全型の維持管理の導入

施設ごとの特性や安全性・経済性を考慮しつつ、劣化の有無やその兆候を確認・予想して、異常が発生する前の損傷が軽微な段階で補修等を施す予防保全型の維持管理を導入する。これらの対策により、性能・機能の保持・回復を図り、施設の安全・安心を確保するとともに、施設の長寿命化を目指す。

【参考（これまでの取組実績）】

○ユニバーサルデザイン化の推進：佐賀県立図書館「みんなの森」

「みんなの森」は、ご高齢の方や障がいのある方、子育て中の方など、誰もが心地よく利用できる空間。みんなが自分に合ったカタチで読書を楽しむことができる。（※「みんなの森」の森の字は、3つの本で構成した創作漢字）



3. 全庁的な取組体制等

（１） 推進体制

これまで、各部局・各財産管理者がそれぞれ管理する財産及び予算の範囲内で修理等の実施を判断していたことから、県有施設全体の状況を俯瞰した判断ができず、施設間で修理等の状況に格差が生じるなど様々な課題が見受けられた。

このため、部局横断的な視点（横串）による新たなマネジメント体制の検討が必要となる。

- ファシリティマネジメント担当組織の検討

各財産管理者が財産を管理する体制から、横断的な担当部局によるマネジメント体制を構築することで、保有総量の最適化、計画的保全を図る。

- ファシリティマネジメント推進ワーキンググループの設置

一般財産については、県有財産の有効活用に関する必要な協議、推進管理（フォローアップ）を実施するため、平成28年度（2016年度）にファシリティマネジメント推進ワーキンググループ（以下「FM推進WG」という。）を設置し、全庁的なファシリティマネジメントの推進体制を整備している。

- 研修等の充実

取組を推進させるために職員を対象とした研修等の充実を図る。

(2) その他

① 未利用財産の利活用・売却等のプロセス

用途廃止した未利用財産の利活用については、より政策的な判断が求められる場合があり、その検討手続きについては、慎重に進めていく必要がある。そのため、「未利用財産の利活用検討の進め方について」（平成 25 年 11 月策定、令和元年 12 月改正）に従い、検討を行っている。

なお、令和 4 年度（2019 年度）の未利用財産の売却・貸付、有料広告等による収支改善対策では、収入目標 4 億円に対して、実績額は約 7.1 億円となっている。

② 資産情報の一元化（固定資産台帳の整備）

本県では、平成 28 年度（2016 年度）決算以降から新地方公会計制度と固定資産台帳の整備を行っている。施設ごとに関する取得年月等の基本情報や利用状況等に関する情報の一元化を図り、広く公開することで、民間活力を含めた有益な施設の利活用を検討している。

③ 国や市町との連携（広域連携）

国、市町との間で財産に関する情報を共有するとともに、まちづくりの視点も踏まえ、連携しながら有効活用を図る。

4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

ここでは、一般施設とインフラごとに共通する内容について記載するものとし、詳細な内容は「Ⅳ 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」において記載する。

(1) 点検・診断等の実施方針

- 一般財産

日常点検や定期点検など適切な管理に基づき、施設の機能・性能劣化の有無や兆候を把握し、計画的に処置を行うことにより、故障や不具合などの防止に努める。

- インフラ

施設ごとに定められた基準等に基づいて点検・診断を行い、結果をもとに必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施する。点検・診断により得られた施設の状態や実施した対策の内容を記録し、次回の点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築する。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 一般財産

施設を予防保全型維持管理施設と事後保全型維持管理施設に分類し、予防保全型維持管理施設については、個別施設計画（長寿命化計画）に基づき、必要な機能や性能を維持する工事を適宜行う。

- インフラ

現有施設の日常的な維持管理を継続しながら、予防保全型維持管理を基本とした個別施設計画（長寿命化計画）に基づき、計画的かつ効果的な修繕を実施し、施設の長寿命化と機能確保を図る。また、施設の性能を著しく低下させるような損傷を確認した場合などにおいては、利用環境や立地環境、ライフサイクルコスト（LCC）の観点から総合的に判断し、施設の更新等を検討する。

(3) 安全対策の実施方針

- 一般財産

点検・診断等を実施し、施設の状態把握や異常箇所の早期発見による予防保全に努める。また、それらの情報を蓄積し保全計画等に活用するとともに、点検・診断等において老朽化等により高度な危険性が認められた施設については供用を廃止し、今後も利用見込みのない施設等については、解体等の対策を検討する。

- **インフラ**

点検・診断等により危険性が認められる施設については、直ちに立ち入り禁止や危険の周知を行うなどの安全措置を講じ、対策（修繕、更新等）を実施する。

（４） 耐震化の実施方針

- **一般財産**

既存施設の耐震化は概ね実施済みだが、新たな施設を建設する際にも耐震要求性能を満たすよう対策を講じていく。

- **インフラ**

災害時に緊急輸送路となる道路など、対策の必要性がある施設については、維持管理・修繕・更新等の機会に耐震化を行う。

（５） 長寿命化の実施方針

- **一般財産**

施設の運営に重大な支障をきたすことのないよう、安全性保持等を含む予防保全型施設管理を実現するため、個別施設計画（長寿命化計画）に基づき、施設の長寿命化を図る。また、施設の性能を維持しつつ、中長期的な観点から維持管理コスト等の縮減・平準化に努める。

- **インフラ**

対象施設のうち、以下に該当する施設以外については、予防保全型維持管理を基本とした個別施設計画（長寿命化計画）に基づき、各施設の維持管理を行う。

- 河川・海岸の護岸や堤防等、経年による老朽化より、災害や事故による影響を受ける施設については、日常の巡視・点検や、地震・出水時等の臨時点検によって状態を把握し、事後保全型の管理を行う。
- 施設の規模が小さいものは、予防保全型の維持管理によるコスト縮減効果が少なく、結果として予防保全型維持管理を行うことが効率的とは言えないケースがあることから、各管理者で経済性・効率性の観点から予防保全型維持管理・事後保全型維持管理の判断を行う。
- 主として精密機器や消耗部材から構成されている施設は、経年による老朽化より、技術開発の進化に伴う機器の陳腐化や部材の消耗が問題となるため、基本的に事後保全型の管理を行う。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

● 一般財産

年齢や性別、障害の有無や国籍等にかかわらず、誰もが安全かつ円滑に利用できるようにユニバーサルデザイン化の推進を図る。

● インフラ

環境への配慮や災害及び少子高齢化等の社会環境の変化に対応した性能の確保に加えて、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。

(7) 脱炭素化の推進方針

● 一般財産

本県では、県内における地球温暖化対策を推進するため、「地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画」を策定している。この計画に基づき、県有施設や設備等における温室効果ガス削減を推進する。施設の改修及び更新に際しては、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入や、LED 照明の導入等による施設の脱炭素化を図る。

● インフラ

施設の改修・更新時における再生可能エネルギー設備の導入を検討し、照明灯の LED 化等により、施設の脱炭素化を図る。

(8) 統合や廃止の実施方針

● 一般財産

施設等の機能のあり方を見直し、県民サービスの向上を図る。また、機能の集約化等によって創出された余剰スペース等については、有効活用（市町・民間への貸付等）の方法を検討する。

● インフラ

人口減少に伴い、防災施設の保全対象や利活用施設の利用者が減少することが考えられるため、統合や廃止について以下のとおり検討する。

防災に関する施設は、各々の地域において地形や環境に応じた防災機能を果たしているため、施設の統合や代替施設無しでの廃止は考えられない。

ただし、人口減少に伴い保全対象が消滅した施設については、老朽化等の状態に応じて補修や更新等を施さず、廃止（除却）することを検討する。

利活用に関する施設については、施設の老朽化の度合いや利用状況から判断する。施設が著しく老朽化している場合は補修や更新等を施さず廃止（除却）すること、利用が少なくい場合は他目的施設への転用等の有効活用を検討する。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

・ 一般財産

国・市町との間で、財産に関する情報を共有するとともに、まちづくりの視点も踏まえ、連携しながら有効活用を図る。

・ インフラ

適切な維持管理・更新等を行うためには、管理者が基準や法令を正しく理解し、実行する必要がある。また、新技術の導入等も行い、効率化や高度化を図ることも求められることから、市町に対してインフラメンテナンス国民会議への参画を促しながら、新技術や先進的な取組などの情報収集に努め、県内市町等との情報共有を図っていく。

5. PDCA サイクルの推進方針

本方針に基づく取組を推進するための体制を整備するとともに、個別施設計画（長寿命化計画）に基づいた予防保全型維持管理に関する取組の進捗管理や効果の検証等を行う。また、本計画については、新しい社会情勢の変化にも対応するなど適宜見直しを行う。

IV 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 一般財産（庁舎等）

（１）現状や課題に関する基本認識

令和 7 年 3 月末現在で、個別施設計画の対象施設（建物）のうち、建設後 50 年以上を経過した割合は 25.6%と 2 割以上となっているが、このまま推移すると 10 年後には約 5 割（49.6%）に達し、20 年後には 6 割以上（67.7%）となり、急速な老朽化が見込まれる。

そのため、全庁横断的に点検・劣化状況等調査などを適宜行い、劣化状況等の把握に努める必要がある。

（２）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・ 定期（法定）点検については、消防設備、昇降機及び受変電設備等を専門業者へ委託する方法により適切に実施する。
- ・ 日常点検については、点検マニュアルや点検チェックシートを用いて適切に実施する。

②維持管理・更新等の実施方針

- ・ 今後も維持すべき施設は、点検・劣化状況調査及び修繕・改修の履歴等をもとに適切なメンテナンスサイクルを構築し、長寿命化を図る。

③安全対策の実施方針

- ・ 点検・診断等を実施し、施設の状態把握や異常箇所の早期発見による予防保全に努める。また、それらの情報を蓄積し保全計画等に活用するとともに、点検・診断等において老朽化等により高度な危険性が認められた施設については供用を廃止し、今後も利用見込みのない施設等については、解体等の対策を検討する。

④耐震化の実施方針

- ・ 既存施設の耐震化については実施済みだが、新たな施設において必要がある場合は耐震要求性能を満たすよう対策を講じる。

⑤長寿命化の実施方針

- ・ 知事部局個別施設計画に基づき、更新、補修等を計画的に実施する。
- ・ 日常点検や定期点検など適切な管理により、施設の機能・性能の劣化の有無や兆候を把握し、計画的に処置を行う。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 年齢や性別、障害の有無や国籍等にかかわらず、誰もが安全かつ円滑に利用できるようにユニバーサルデザイン化の推進を図る。

⑦脱炭素化の推進方針

- ・ 建物の高断熱化、照明の LED 化等による施設の省エネルギー化、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備の導入拡大などにより、脱炭素化を推進する。

⑧統合や廃止の実施方針

- ・ 未利用財産や将来的な利用が見込めない財産の積極的な売却を進めるとともに、既存施設の見直し、集約化等に努めることにより、県有財産のスリム化を図る。

2. 一般財産（学校施設）

（１）現状や課題に関する基本認識

本県の学校施設については、築 40 年以上を経過している建物が全体の約 4 割を占めており、多くの施設が改修や更新の時期を迎えることから、老朽化に対する計画的、かつ早急な対策が求められる。

（２）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・ 各施設で実施している消防法第 17 条第 1 項及び建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に基づく法定点検や、佐賀県長寿命化指針に基づく日常点検を行い、点検結果を一元化して管理する。

②維持管理・更新等の実施方針

- ・ 今後も維持すべき施設は、点検・劣化状況調査及び修繕・改修履歴等をもとに各学校の状況を把握し、適切なメンテナンスサイクルを構築のうえ、長寿命化を図る。

③安全対策の実施方針

- ・ 点検・診断等を実施し、常に施設の状況把握に努めることで、施設の異常箇所の早期発見、予防保全に努めるとともに、その情報の蓄積を図りながら保全計画等に活用し、必要な対策を講じる。
- ・ また、既に多くの施設で老朽化が進行していることから、危険性の高いものについては、優先的に改修工事を実施する。

④耐震化の実施方針

- ・ 既存施設の耐震化については実施済みであり、新たな学校施設においても耐震要求性能を満たすよう対策を講じる。

⑤長寿命化の実施方針

- ・ 不具合が出てから行う従来の「事後保全型」の施設整備ではなく、施設をより長く使用するため、予め機器の更新や部位の改修時期を定めて機能回復を行う大規模改修・部位別改修や、計画的に機能や性能を向上させる長寿命化改修を行う「予防保全型」の施設整備を実施する。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず誰もが利用しやすい、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。

⑦脱炭素化の推進方針

- ・ 建物の高断熱化、照明の LED 化等による施設の省エネルギー化、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備の導入拡大などにより、脱炭素化を推進する。

⑧統合や廃止の実施方針

- ・ 学校施設の規模や配置については、今後の生徒数の減少や社会情勢等、教育施策に関する計画の改正等に応じて、適切な整備を図る。

3. 一般財産（警察施設等）

（１）現状や課題に関する基本認識

警察施設は、令和 2 年 3 月末現在で、建設後 30 年以上を経過した建物の割合は 45.8%だが、このまま推移すると 10 年後には 75.5%、20 年後には 92.8%となり、老朽化が急速に進むことが見込まれる。

交通安全施設は、施設の更新整備を進めているが、現在、更新基準を超えている施設もあり、今後、老朽化した施設の多くが更新時期を迎えることになる。

（２）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・ 警察施設は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）による点検のほか、国土交通省が発刊する「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」等を活用した職員による日常点検の充実を図る。
- ・ 交通安全施設は、定期的な点検を実施し、その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に実

施するとともに、これらの取組を通じて得られた情報を記録し、次の点検に活用するメンテナンスサイクルを構築する。

②維持管理・更新等の実施方針

- ・ 警察施設は、庁舎等が狭あい化している施設や治安情勢の変化により設置の位置が不適当となっているもの等、長寿命化改修が困難なものを除いて、計画的な整備により不具合を未然に防止する予防保全の考え方にに基づき、維持管理・修繕・更新等の計画を作成し、実施する。
- ・ 交通安全施設は、現在、メーカーの設計寿命のみに準拠することなく、故障発生率が高くなる使用年数等に応じた更新基準を設定した上で、計画的な施設管理を行っているところだが、今後はこれに加え、施設の状態を加味し、健全性が十分に維持されている施設については、更新周期を更に引き延ばすなど、見直しを図る。

③安全対策の実施方針

- ・ 警察施設は、危険性が認められる建築物が生じた場合は、施設利用者の安全を最優先にして必要な応急措置、立入禁止の措置等を行うとともに、優先的に改修工事を実施する。

④耐震化の実施方針

- ・ 警察施設は、各施設の耐震化は実施済みだが、新たな施設において必要がある場合は、耐震要求性能を満たし、また、天井材や設備機器等の落下物が生じないよう対策を講じていく。

⑤長寿命化の実施方針

- ・ 警察施設は、長期的に考えて、「維持」（改築、改修）が必要な建物については、老朽化対策を実施することにより長寿命化を図り、目標使用年数まで使用し、建替・集約を検討する。
- ・ 交通安全施設は、点検、補修、更新等のデータベース化と管理の充実を更に推進するとともに、点検結果や経過年数等を踏まえた防錆等の補修や補強を施すことで、施設の機能維持・向上を図る。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 警察施設は、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにユニバーサルデザイン化の推進を図る。

⑦脱炭素化の推進方針

- ・ 警察施設は、施設の改修及び更新に際しては、建物の高断熱化、照明のLED化等による施設の省エネルギー化、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備の導入拡大などにより、脱炭素化を推進する。

⑧統合や廃止の実施方針

- ・ 警察施設は、「規模等の見直し」となった建物については、集約・廃止等を検討し、必要最小限の維持管理を行い、不用となった施設については、転用又は民間への売却などの検討を行う。
- ・ 交通安全施設は、交通環境の変化等により設置基準に該当しなくなった信号機については、計画的に撤去を進める。

4. 舗装

(1) 現状や課題に関する基本認識

佐賀県が管理する舗装延長は約 1,658 km（令和 5 年度末現在）となっており、道路施設の一つである舗装は、他の道路施設とは異なり、供用後に車両の走行に伴う交通荷重を繰り返し受けることで、破損や劣化が進行することから、その性能を管理していくため適切に点検・診断を行う必要がある。

舗装の維持・修繕は長期的かつ持続的な事業であり、限られた予算の中で計画的・効率的に取り組む必要がある。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・ 効率的な路面の維持管理を行うため、「佐賀県舗装設計要領」に基づき、路面性状（ひびわれ、わだち掘れ、平坦性）を測定し、舗装の維持管理指数として用いる MCI 値を求め、補修履歴の収集、さらにこれらを解析し、劣化予測式を立式し修繕・更新を行う。

②維持管理・更新等の実施方針

- ・ 路面性状調査の劣化予測に基づき、舗装の修繕候補区間の選定の目安となる MCI 値 3.5 以下を修繕・更新の対象とすることを基本とする。

③安全対策の実施方針

- ・ 日常の道路巡視により、道路利用者への被害の可能性があるポットホール等については、穴埋め等応急的な措置を行い、道路通行の安全性の保持に努める。
- ・ また、道路利用者の安全な通行に支障する恐れが認められた場合は、直ちに通行止めを実施し適切な対策を講じることとする。

④長寿命化の実施方針

- ・ 舗装のさらなる延命及び舗装補修費のコスト縮減を図る観点から、修繕等の実施については、

「平成 25 年 12 月 佐賀県舗装の維持・修繕マニュアル(案)」により実施するものとする。

⑤ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 道路を利用するすべての人が安全かつ円滑に利用できるようにユニバーサルデザイン化の推進を図る。

⑥脱炭素化の推進方針

- ・ 再生合材や再生砕石等の低炭素な材料を使用することで、施設の省エネルギー化を図る。

⑦統合や廃止の推進方針

- ・ 道路舗装は、各地域において日常生活、地域の産業及び観光を支える社会資本の一つであるため、統合や廃止は困難と考えるが、道路交通網の見直しにより、利用が見込まれない場合には廃止等の検討も行う。

5. トンネル

(1) 現状や課題に関する基本認識

令和 5 年度末現在、佐賀県が管理する道路トンネルは 17 本、そのうち建設後 30 年以上経過したトンネルが 7 本となっており、今後老朽化がさらに進むものと思われる。

また、トンネルの変状要因は、老朽化によるものの他、地山条件等の自然的要因によるものや、施工不良等の人為的要因によるもの等様々である。

道路トンネルは交通ネットワークを構成する重要な構造物であるため、適切なメンテナンスサイクルの構築に向けた取組を進める必要がある。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・ 「佐賀県道路トンネル点検マニュアル」に基づき、5 年に 1 回、近接目視による点検を実施し、健全度を 4 つの判定区分に診断する。

②維持管理・更新等の実施方針

- ・ 修繕・更新については、点検・診断の結果、損傷の原因等を踏まえ、トンネルごとの維持管理費用を算出し、中長期的な管理計画を策定する。
- ・ 点検・修繕を最優先とし、「佐賀県道路トンネル点検マニュアル」等に基づく計画的な点検・診断・修繕・更新を実施し、トータルコストの縮減・平準化を図る。

③安全対策の実施方針

- ・ 点検・診断の結果、道路利用者への被害の可能性のあるトンネル本体の変状、道路付属物等の取り付け状態等の異常が確認された場合は、通行止めを行い道路利用者の安全を図ると同時に、コンクリートのうき・剥離部の撤去や取付状態の改善を行う等の応急措置を行う。

④耐震化の実施方針

- ・ 既存施設においては、設置当時の耐震設計基準に基づき建設されており、今後、現在の基準への対応が必要となるものについては耐震化を検討していく。

⑤長寿命化の実施方針

- ・ 県が管理する道路トンネルについて、適切な維持管理費用の把握・低減を図るために、過年度の点検結果や国が定める統一的な基準及び5年に1回の頻度で近接目視により点検を行うことを踏まえて、中長期的なトンネル管理計画を定め、長寿命化を図る。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 道路を利用するすべての人が安全かつ円滑に利用できるようにユニバーサルデザイン化の推進を図る。

⑦脱炭素化の推進方針

- ・ トンネル設備の改修・更新時における照明灯のLED化により、施設の省エネルギー化を図る。

⑧統合や廃止の推進方針

- ・ 道路トンネルは、各地域において日常生活、地域の産業及び観光を支える社会資本の一つであるため、統合や廃止は困難と考えるが、道路交通網の見直しの際には集約・撤去等の検討も行う。

6. 橋梁

（１）現状や課題に関する基本認識

佐賀県が管理する道路橋は約3,138橋（令和5年度末現在）あり、30年後には建設後50年以上経過したものが全体の86%を占める。

今後、これら老朽化する道路橋の維持管理費は増大していくことが見込まれるが、橋梁は、交通ネットワークを構成する重要な構造物であるため、安全性、コスト縮減及び予算の平準化を主眼とした、適切なメンテナンスサイクルの構築に向けた取組を進める必要がある。

（２）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・ 「佐賀県橋梁点検マニュアル」に基づき、日常点検（道路パトロール）を週 2 回程度実施し、定期点検を 5 年に 1 度のサイクルで実施する。
- ・ また、震度 4 以上の地震が発生した場合等には、異常時点検を実施する。点検結果等の情報は、「佐賀県橋梁維持管理システム」で一元的に管理することで、リアルタイムに橋梁の状態を把握し、適宜「佐賀県橋梁長寿命化修繕計画」の見直しを行う。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 点検・修繕を最優先とし、「佐賀県橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な点検・診断・修繕・更新を実施し、トータルコストの縮減・平準化を図る。

③安全対策の実施方針

- ・ 点検・診断の結果、道路利用者への被害の可能性がある損傷等を確認した場合は、必要に応じて通行止め等の規制を実施するとともに早急に措置を行い、道路利用者及び第三者への安全性の保持に努める。

④耐震化の実施方針

- ・ すべての管理橋梁が、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して落橋等の甚大被害を防止するレベルになるよう、必要に応じて耐震補強を実施する。
- ・ なお、災害時の緊急輸送路となる道路等必要性がある施設については、維持管理・修繕・更新等の機会に優先して耐震化を行う。

⑤長寿命化の実施方針

- ・ 保全の考えを取り入れた「佐賀県橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な点検・診断・修繕・更新を行うことで、橋梁の長寿命化を図る。
- ・ また、計画と実績の検証を適宜行い「佐賀県橋梁長寿命化修繕計画」の見直しを図ることにより、最適な維持管理を実施する。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 道路を利用するすべての人が安全かつ円滑に利用できるようにユニバーサルデザイン化の推進を図る。

⑦脱炭素化の推進方針

- ・ 橋梁設備の改修・更新時における照明灯の LED 化により、施設の省エネルギー化を図る。

⑧統合や廃止の推進方針

- ・ 道路橋梁は、各地域において日常生活、地域の産業及び観光を支える社会資本の一つであるため、統合や廃止は困難と考えるが、道路交通網の見直しの際には集約・撤去等の検討も行う。

7. 大型道路附属物

(1) 現状や課題に関する基本認識

佐賀県が管理する大型の道路附属物（横断歩道橋、門型施設、大型カルバート等）は、約 49 施設（令和 5 年度末現在）あり、30 年後には建設後 50 年以上経過したものが全体の 93%を占める。

さらに、鋼材の腐食などによる第三者被害などの事象も想定されるため、定期点検による確実な状態把握（早期発見）、点検結果に基づく確実な対策（早期補修）が必要となっている。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・ 施設ごとの定期点検要領等に基づき、5 年ごとに点検・診断を実施し、結果の整理を行う。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 長寿命化計画に基づき、計画的な点検・診断・修繕・更新を実施し、トータルコストの縮減・平準化を図る。

③安全対策の実施方針

- ・ 点検・診断の結果、道路利用者への被害の可能性がある損傷等を確認した場合は、早急に措置を行い、道路利用者及び第三者への安全性の保持に努める。

④耐震化の実施方針

- ・ 既存施設においては、設置当時の耐震設計基準に基づき建設されているが、今後、必要となるものについては耐震化を検討していく。

⑤長寿命化の実施方針

- ・ 保全の考えを取り入れた長寿命化計画に基づき、計画的な点検・診断・修繕・更新を行うことで、施設の長寿命化を図る。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 道路を利用するすべての人が安全かつ円滑に利用できるようにユニバーサルデザイン化の推進を図る。

⑦脱炭素化の推進方針

- ・ 施設の改修・更新時における照明灯の LED 化により、施設の省エネルギー化を図る。

⑧統合や廃止の推進方針

- ・ 横断歩道橋など、同様な機能を持つ複数の施設が近接している場合には、社会情勢の変化や県民ニーズなどを総合的に勘案し、施設の必要性を判断しながら、施設の統合や廃止を行う。

8. 河川

（１）現状や課題に関する基本認識

低平地や地盤沈下区域において、有明海の潮位の影響により排水不良となる河川には、昭和 50 年代から多数の排水機場や水門等が設置されてきており、今後、耐用年数を超過する施設が加速度的に増加する。

経過年数の増加に伴う老朽化により、修繕・更新が必要となる施設が増加し、施設の維持管理に要する費用の増大が懸念される。このため施設の信頼性を確保しつつ、効率的・効果的な維持管理を実現することが急務となっている。

（２）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・ 「河川ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル」や「河川用ゲート設備点検・整備・更新検討マニュアル」等を参考に月点検・年点検を実施し、損傷の早期発見、設備全体の信頼性確保と機能保全を図る。
- ・ 設備において実施した点検・整備・更新の履歴については継続的、系統的に帳票に記録・収集し、その後の点検・診断や長寿命化計画の見直しに反映させる。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 予防保全的な維持管理・修繕・更新を実施することにより、ライフサイクルコストの縮減を図る。
- ・ また、実施にあたっては予算の平準化を図り計画的に取り組んで行く。なお、維持管理・修繕・更新等の履歴については、集積・蓄積し、長寿命化計画の見直しに反映していく。

③安全対策の実施方針

- ・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた施設については、直ちに供用を停止し、早急に対策を講じ機能回復に努める。
- ・ また、排水機場等の河川管理施設は浸水被害軽減のための重要な施設であり、継続的に機能

を確保していく必要がある。

④耐震化の実施方針

- ・ 既存施設においては、設置当時の耐震設計基準に基づき建設されているが、今後、必要となるものについては耐震化を検討していく。

⑤長寿命化の実施方針

- ・ 規模が大きく重要度が高い施設においては、長寿命化計画に基づいた予防保全対策による施設の長寿命化を計画的に行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を図る。また、他の施設においても消耗材等定期的な交換に努めるとともに、点検で異常が確認された場合は、その都度対策を講じ施設の長寿命化を図る。

⑥脱炭素化の推進方針

- ・ 排水機場や水門の改修・更新時における照明の LED 化により、施設の省エネルギー化を図る。

⑦統合や廃止の推進方針

- ・ 排水機場等の河川管理施設は、各地域における浸水被害軽減のための重要な施設であることから、統合・廃止は困難と考えており、適切な維持管理を実施して継続的に機能を確保していく必要がある。

9. ダム

（１）現状や課題に関する基本認識

県営ダムは県の西部地区に集中しているため、武雄市にあるダム管理事務所で統合管理を行っている。

流域ごとの河川整備計画等に基づいて設置した施設であり、現在の施設数及びその規模については適正であると考えている。

ダムは、老朽化に伴い定期的に堰堤改良を行って機能を保全していく必要があるため、維持管理・更新費用の増大が懸念される。

利水者負担（上水・工水）がある多目的ダムが 10 基あり、維持管理・更新の費用が利水者（市町）の負担となっている面もあることから、県はその軽減についての配慮を求められている。

（２）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・ ダムの適切な維持管理を行うため、「河川砂防技術基準 維持管理編（ダム編）」に基づいて、ダムごとに定めている点検整備基準等により、日常管理における巡視・点検と、中長期的な

観点からの点検・検査等を組み合わせた PDCA サイクルを構築し、より効果的・効率的に維持管理を実施する。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 土木構造物、機械設備、電気通信設備や貯水池周辺斜面等により構成されるダム施設の維持管理を適切に行うために、それぞれの施設・設備を構成する部位や機器の劣化・損傷等が、施設・設備の安全性や機能に与える影響の度合いを踏まえて、対策の必要性や優先度を判断する。
- ・ 維持管理・修繕・更新にあたっては、それぞれの施設・設備のトータルコストの縮減・平準化を考慮し、計画的に行うことにより、ダムの安全性及び機能を長期にわたり保持する。

③安全対策の実施方針

- ・ 施設の安全な利用に係わる異常が認められた際には、まずは安全対策を講じた上で、速やかに機能回復に努める。

④耐震化の実施方針

- ・ ダム建設時の基準にもよるが、現状で一定の耐震性能は有していると考えられる。
- ・ 平成 17 年に国土交通省から「大規模地震に対するダム耐震性能照査指針（案）」が出されているが、現在から将来にわたって当該地点で考えられる最大級の強さを持つ地震動として定義されたレベル 2 地震動に対する照査であり、その照査については国の動向等を注視するとともに、必要に応じて耐震化を検討する。

⑤長寿命化の実施方針

- ・ 現在は、各ダムで定めている点検整備基準等に基づき日常の点検等を実施し、点検結果等を踏まえつつ補修や設備の更新等を行い、ダムの安全性及び機能を長期的に保持するように努める。
- ・ 今後、より効果的・効率的に長寿命化を推進していくために、点検結果や健全度の評価等を踏まえた中長期的な維持管理方針を定めた個別の施設計画に基づき、保全対策を実施していく。

⑥脱炭素化の推進方針

- ・ ダム設備の改修・更新時における再生可能エネルギー設備の導入検討や、建物の断熱性能の向上、照明の LED 化により施設の省エネルギー化を図る。

⑦統合や廃止の推進方針

- ・ 各ダムを持つ治水機能については、各々の流域に応じた役割を果たしており、他の施設との統合は考えていない。また、代替施設無しでは施設の廃止は考えられない。
- ・ 利水（上水・工水）機能については、社会情勢等の変化により、需給に余剰が生じた場合には、他事業者や他用途への転用等有効活用が図られるよう利水者に働きかける。

10. 海岸

（１）現状や課題に関する基本認識

海岸保全施設は海岸法が施行された昭和 31 年以降に整備されたものが多く、今後、急速な老朽化が見込まれている。

これまでは、老朽化に対する健全度の把握が十分に行われていないため、事後的な修繕等を行ってきたが、平成 26 年 6 月の海岸法改正により、海岸管理者が管理する海岸保全施設を良好な状態に保つよう維持・修繕の責務が明確化されたところであり、今後、予防保全の視点に立った維持管理を行うため、点検・診断の実施を促進する必要がある。

（２）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・ 適切な維持管理を行う上で参考とする「海岸保全施設維持管理マニュアル」に基づいて点検・診断を実施し、その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの点検・診断等により得られた施設の状態を記録し、次の点検・診断等に活用するという、「メンテナンスサイクル」を構築する。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 修繕・更新等を行う際は、その施設の必要性について検討し、必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を図る一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を行う等、戦略的な取組を推進する。
- ・ 維持管理・修繕等の実施に当たっては予防保全型維持管理を前提とし、トータルコストの縮減・平準化を目指す。
- ・ また、維持管理・修繕・更新等を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用するという、「メンテナンスサイクル」を構築する。

③安全対策の実施方針

- ・ 点検・診断等により危険性が認められる施設については、直ちに施設の供用を停止する等、対策が完了するまでの間の安全を確保する。

④耐震化の実施方針

- ・ 構造上の要件として想定地震に耐える構造であることや施設の高さが想定津波高より高いこととされており、今後、点検・診断の際に耐震に関する診断も実施し、必要に応じて耐震化を行う。

⑤長寿命化の実施方針

- ・ 対象施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした長寿命化計画に基づき各施設の長寿命化を行う。
- ・ なお、災害等による施設の破損については、被災時の調査により状態を把握し、災害復旧事業や、少額の場合は県単独費により、適切に機能回復を図るとともに、定期的に交換が必要となる消耗材等については、日常点検で異常等を確認した際、その都度、事後保全対策を実施する。

⑥脱炭素化の推進方針

- ・ 排水機場や樋門の改修・更新時における照明の LED 化により、施設の省エネルギー化を図る。

⑦統合や廃止の推進方針

- ・ 海岸保全施設は各々の地形や環境に応じた機能を果たしており、他の施設との統合は考えていない。また、代替施設無しでは施設の廃止はできない。

1 1. 砂防

(1) 現状や課題に関する基本認識

砂防施設は、完成から 50 年以上経過した老朽化している施設が多く存在しており、今後、維持管理・更新に係る費用の増大が見込まれる。

このため、平成 25 年度に実施した緊急点検結果をもとに、今後の維持管理・更新費用を把握し、効率的・効果的な維持管理を実現する必要がある。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・ 各施設の維持管理を行う上で参考とする要領等に基づき点検・診断を行い、各施設の機能保全計画を策定し、適宜、対策を実施する。
- ・ また、これまでの点検結果とあわせてデータを構築・検証し、今後の点検・診断や保全計画の見直し等に活用するという、「メンテナンスサイクル」の構築を図る。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 砂防施設の維持管理・修繕・更新については、予防保全型維持管理を前提として、トータルコストの縮減・平準化に取り組む。
- ・ また、施設の老朽化の程度により更新対象施設を絞り込む。これまでの点検結果とあわせてデータを構築・検証し、今後の点検・診断や保全計画の見直し等に活用するという、「メンテナンスサイクル」の構築を図る。

③安全対策の実施方針

- ・ 点検・診断等により危険性が認められる施設については、施設の利用状況を考慮し、補修や更新等の対策を実施するとともに、周囲への立ち入りを禁止する等、対策が完了するまでの間の安全を確保する。

④耐震化の実施方針

- ・ 過去に発生した大きな地震においては、砂防堰堤を喪失し、その被害が原因で周辺家屋等に直接的な災害や二次災害を引き起こすような重大な事案は発生していないが、今後必要となるものについては耐震化を検討していく。

⑤長寿命化の実施方針

- ・ 対象施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした長寿命化計画に基づき砂防関係施設の長寿命化を実施する。

⑥統合や廃止の推進方針

- ・ 砂防施設は各々の地形や環境に応じた防災機能を果たしており、他の施設との統合は考えていない。また、代替施設無しでは施設の廃止はできない。

12. 治山

(1) 現状や課題に関する基本認識

治山施設は昭和 20 年代から多数設置されてきており、今後、老朽化していく施設も増加することから、施設の経年劣化や損傷、近年の気候変動・大規模災害リスク等に備え、施設の点検・診断や機能強化等の対策が必要となる。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・ 施設の機能や周辺環境等に応じ、破損等の変状や経年劣化を把握するための点検・診断及び災害発生後の緊急点検を「治山施設個別施設計画策定実施要領（平成 30 年 4 月）」に基づき実施する。

- ・ その結果をもとに、必要な対策を適切な時期に着実に実施するとともに、得られた施設の状態を治山台帳に記録し、次の点検・診断等に活用するという、「メンテナンスサイクル」を構築する。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 維持管理・修繕・更新等の実施に当たっては予防保全型維持管理を前提とし、トータルコストの縮減・平準化を目指す。効果的・効率的な情報収集や計画的な維持管理・更新等のため、施設の位置情報も含めた各種諸元の電子化（GIS化等）を進める。
- ・ また、点検・診断等の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に着実に実施するとともに、得られた施設の状態を治山台帳に記録し、次の点検・診断等に活用するという、「メンテナンスサイクル」を構築する。

③安全対策の実施方針

- ・ 点検・診断等により危険性が認められる施設については、直ちに予算措置を行い、維持補修を実施するとともに、周囲への立ち入りを禁止する等して対策が完了するまでの間の安全を確保する。
- ・ 対策の実施に当たっては、施設周辺の森林の状況や下流保全対象等を考慮し、必要に応じ施設の補修・機能強化等を行う。

④耐震化の実施方針

- ・ 堤高が15m以上の重力式治山ダム及び保全対象に甚大な影響を及ぼす恐れのある場合、地震動を考慮した安定計算により安定性を確認しなければならないとされているが、現在、管理している治山ダムについてはすべて15m未満の小規模な施設であり、施工箇所においても、そのほとんどが奥地の山林であるため耐震化は考えていない。

⑤長寿命化の実施方針

- ・ 予防保全型維持管理の考え方を前提とした長寿命化計画に基づき各施設の長寿命化を行う。

⑥統合や廃止の推進方針

- ・ 治山施設は各々の地形や環境に応じた防災機能を果たしており、他の施設との統合は考えていない。また、代替施設無しでは施設の廃止はできない。

13. 農業用施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

農業用ダムは、県が施設を所有し、市町や土地改良区に管理を委託しており、適切に利用され

ているものの、部分的には老朽化にともなう補修が必要な箇所もある。

このため、平成 20 年度から平成 23 年度にかけて機能保全計画を策定しており、この計画に基づく対策を講じて施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減する。

また、機能保全計画に基づく施設の監視を実施するとともに、必要に応じ機能診断を行い保全計画の見直しを行う必要がある。

（２）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・ 施設管理者（市町、土地改良区）において、「基幹水利施設指導・点検・整備マニュアル（ダム編）」による点検・診断等を行う。機能保全計画を策定した施設で、機能診断により対策が必要とされている施設については、対策工事を実施するまでの間、機能保全計画に基づく監視計画により適切な監視を行う。なお、機能保全計画は必要に応じて見直しを行う。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 機能保全計画に基づき適正な時期に補修を行う。このため適正な時期に対策ができるように、施設管理者と協議していく。また、補修の履歴等の情報については、次期の更新に活用するため施設の更新履歴等を記録する。

③安全対策の実施方針

- ・ 現時点で、点検・診断により危険性が認められてはいないが、危険性が認められた場合は、施設管理者と協議し、必要となる補修や更新等の対策を実施して安全対策に努める。

④耐震化の実施方針

- ・ 農業用ダムの耐震は、建設当時の設計基準により設計されているが、現行の基準による照査は行っていない。今後、耐震照査の必要性について検討した上で耐震照査が必要と判断した場合は、次期の機能診断時に耐震照査を行う。

⑤長寿命化の実施方針

- ・ 農業用ダムは、平成 20 年度から平成 23 年度にかけて機能診断を実施し機能保全計画を策定したところ。今後、機能保全計画に基づき長寿命化を図る。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 施設管理者と施設の利便性、対策が必要な箇所の協議を行い、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようユニバーサルデザイン化の推進を検討する。

⑦脱炭素化の推進方針

- ・ ダム施設の更新時においては、施設の省エネルギー化の導入を図る。

⑧統合や廃止の推進方針

- ・ 今後、農業政策の動向、受益の増減、需要の変化等を見据え、国・市町・土地改良区等関係機関との調整・合意のもと、多角的な有効活用を図る。

14. 港湾

(1) 現状や課題に関する基本認識

港湾施設は多数、多岐に渡っており、かつ塩害等の影響を受けやすいため、適切な維持管理・更新を実施するためには多くの人員・予算が必要となる。

また、点検・補修を行っていくにあたって、港湾事業に関する技術者の育成・技術の継承を確実に図る必要がある。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・ 点検・診断は、港湾施設の状態を把握し、適切な補修等の判断を行うことを目的とし、「港湾の施設の維持管理技術マニュアル」において提示されている項目及び方法を基本として、施設の状態や構造特性に応じて適切な方法を適用する。具体的には、日常点検、定期点検・診断等を継続的に行い、施設の老朽化状況を把握する。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 補修を実施する施設及び補修内容として、現時点で変状が進行している施設や、早期に対策を施すことでライフサイクルコストの削減が可能な施設を選定し、全体予算の削減と平準化を考慮した上で補修内容を整理する。

③安全対策の実施方針

- ・ 県が管理する港湾施設において、高度の危険性が認められる施設はないが、今後の点検・診断において該当する施設を把握した場合は、直ちに施設の供用を停止する等し、適切な処置を行うまでの間の安全を確保する。
- ・ また、今後利用見込みのない施設については、利用の制限・停止等の処置を行う。

④耐震化の実施方針

- ・ 当県が管理する臨港交通施設である橋梁を耐震補強の対象とし、近い将来発生する可能性がある大規模地震に対して、目標とする耐震性能を設定し、耐震補強の整備を図る。

- ・ その他港湾施設においても、施設の重要度に応じて耐震化を検討する。

⑤長寿命化の実施方針

- ・ 当県が管理する港湾施設のうち、予防保全型の維持管理を行うことで、施設の長寿命化を図れる施設については、維持管理を行うために、長期的かつ全体的な視点から各施設の補修のスケジュール及び予算規模を把握することができる、長寿命化計画を策定し、港湾施設の長寿命化を行い、ライフサイクルコスト縮減を図る。
- ・ なお、日常点検、定期点検・診断等により施設の状況について確実に把握するとともに、被災時には臨時に調査点検を行い、状況を把握し、災害復旧事業等により施設の復旧を図る。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ すべての人が安全かつ円滑に利用できるようにユニバーサルデザイン化の推進を図る。

⑦脱炭素化の推進方針

- ・ 施設の改修・更新時における港湾施設の照明灯のLED化等により、施設の省エネルギー化を図る。

⑧統合や廃止の推進方針

- ・ 港湾施設の供用を廃止する場合には、まずは利用転換（休憩岸壁や護岸化等）を検討していく。
- ・ 老朽化が進み利用が少ない施設については、他施設へ荷役作業を集約する等検討を行いく。

15. 漁港

（1）現状や課題に関する基本認識

利用状況から考えると現在の施設規模は適正であると考えられるが、既存施設は建設から30年以上が経過して老朽化しているものも多く、近い将来に維持管理・更新費用の増大が懸念される。

そのような中、有明地区においては「日本一の水揚げを誇る養殖海苔」、玄海地区においては「観光資源でもあるイカやマダイ・アジ等の漁獲物」の安定供給を図るため、漁港機能の維持が必要不可欠であることから、今後は、ライフサイクルコストの縮減と対策コストの平準化のための適切な機能保全対策が重要となってくる。

まずは、これまでの機能保全計画の見直しと同時に、将来的な維持管理・更新費用の適切な把握が必要となる。

（2）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・ 「機能保全計画策定の手引き」や「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン」に沿って点検・診断等を実施し、その結果に基づき各施設の機能保全計画を策定し、計画に沿って機能保全対策を実施する。
- ・ また、その後も日常点検や定期点検を実施するとともに、点検で得られたデータを管理・検証しながら、その後の点検・診断及び機能保全計画の見直しに反映させるという、「メンテナンスサイクル」の構築を図る。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 施設の機能保全対策の実施に際し、今後利用者や利用漁船が減少し充足率に大きな変化が生じた場合等には、地元漁協や市町等と協議し、機能保全対策実施前に、老朽化施設の廃止や施設の集約化等を検討する。
- ・ 一方、機能保全対策の実施時点で施設存続の必要性が認められる施設については、将来的な財政状況を考慮し、トータルコストの縮減・平準化を図るため、予防保全型維持管理の考え方を取り入れた戦略的な機能保全対策を実施する。

③安全対策の実施方針

- ・ 点検・診断により高度の危険性が認められた施設については直ちに供用を停止し、施設の機能維持が必要なものについては、供用停止期間中の代替機能の確保を行った上で、補修や更新等の対策を実施する。

④耐震化の実施方針

- ・ 防災拠点となっている漁港施設については、耐震・耐津波に関する機能診断を実施し、要対策となった場合は機能強化（耐震・耐津波対策）を実施する。

⑤長寿命化の実施方針

- ・ 対象施設について、予防保全型維持管理の考え方を前提とした機能保全計画に基づき各漁港施設の機能保全対策を実施する。
- ・ なお、災害等により破損した施設については、被災時の調査点検により状況を把握し、災害復旧事業等を活用して適切に復旧を行うとともに、定期的に交換が必要となる消耗材等については、日常点検で異常等を確認した際、その都度、事後保全対策を実施する。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 地元漁協や市町等と施設の利便性、対策が必要な箇所の協議等を行い、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようなユニバーサルデザイン化の推進を検討する。

⑦脱炭素化の推進方針

- ・ 外灯施設の LED 化に引き続き取り組み、施設の省エネルギー化を推進する。

⑧統合や廃止の推進方針

- ・ 現段階では、各施設の利用状況から廃止や撤去は困難だが、今後利用者や利用漁船の減少により充足率に大きな変化が生じ、地元漁協や市町等と協議の結果、老朽化施設等の維持が不要になった場合は、機能保全対策前に、施設の廃止や集約化等を検討する。

16. 空港

（１）現状や課題に関する基本認識

平成 10 年の開港以来、20 年以上が経過し、各土木施設の劣化や電源施設等の陳腐化を受け、平成 24 年度から国庫補助事業により滑走路補修及び電源施設の更新を行っている。

今後も計画的な点検・維持補修が必要であり、国の補助事業等を活用しながら、安全運航の確保に努める。

なお、空港の供用時間が早朝から夜間に及ぶため、作業可能な時間が限定されることから、計画的な工程管理も必要となる。

（２）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・ 空港土木施設の点検は、巡回点検、緊急点検、定期点検及び詳細点検に区分して実施し、点検の結果は、適切に整理、保存し、必要に応じて、空港旅客取扱施設、航空機給油施設等の管理者と情報共有する。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 空港土木施設の経常的な維持並びに点検に基づく修繕又は更新を適切に実施し、空港内の施設の供用性、航空機の運航に対する安定性を確保する。
- ・ 特に空港の基本施設（滑走路、誘導路及びエプロン）は、空港内の施設の供用性を確保する上で重要な施設であり、航空機の運航に対する影響度が高い施設であることから、施設に求められる性能を保持し続けるための予防保全を実施し、他の施設よりも高いレベルで管理する。

③安全対策の実施方針

- ・ 空港土木施設に航空機の安全な運航に影響を及ぼすおそれがある異常が発生した場合は、ただちに当該施設の供用性、使用性を確認し、速やかに関係機関への連絡等の適切な措置を講じる。

- ・ また、航空機を安全に運航するための供用性が確保できないと判断した場合は、速やかに応急措置を実施する。

④耐震化の実施方針

- ・ 地方管理空港である佐賀空港においても、国管理空港と同様の地震動（レベル 2）に対応することを目標とする。
- ・ 平成 25 年度に実施したレベル 1 地震動に対する照査では、運用上問題となる変状は生じない結果となったが、液状化が生じることが確認されており令和 3 年度よりレベル 2 地震動に対する照査を実施し、運用の支障となる変状が予想される結果となった場合は、必要な対策を実施する。

⑤長寿命化の実施方針

- ・ 空港の基本施設（滑走路、誘導路及びエプロン）をより長く利用できるように繋げるとともに、維持管理費等のトータルコストの縮減や歳出予算の平準化に資することを目的とし、平成 26 年度を初年度とした 30 年間を計画期間とする「佐賀空港維持管理・更新計画」を作成しており、定期点検の結果等を踏まえ、5 年程度を目安として見直しを図る。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにユニバーサルデザイン化の推進を図る。

⑦脱炭素化の推進方針

- ・ 施設の改修・更新時における再生エネルギーの導入検討、航空灯火等の照明灯の LED 化等により、施設の省エネルギー化を図る。

⑧統合や廃止の推進方針

- ・ 県では地域の発展のために空港のさらなる利活用を図る取組（既存路線の増便、新規路線の誘致）を進めており、また新たな利活用に結び付くよう施設の拡充にも取り組んでいく。このため、今の段階では統合や廃止については考えていない。

17. 公園

（1）現状や課題に関する基本認識

県管理の都市公園は、佐賀城公園（昭和 36 年開園）、森林公園（昭和 43 年開園）、吉野ヶ里歴史公園（平成 13 年開園）の 3 公園がある。

公園の施設は、園路広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設に区分されるが、橋梁、遊具、建物、設備等多種多様であり、県管理公園においてもそれ

それぞれの公園の特色に応じて、これまでに多数の施設が整備されてきた。

そのような中、公園を訪れる多数の人々が安全に安心して施設を利用できるよう、また既存の公園施設ストックの有効活用を図り、効果的・効率的な維持管理を行っていくために、平成 26 年度に「佐賀県公園施設長寿命化計画」を策定している。

今後、公園施設長寿命化対策支援事業の交付金事業等を活用しながら、公園施設の維持管理・更新を計画的に進めていく必要がある。

（２）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・ 「佐賀県公園施設長寿命化計画」の策定に先立ち、施設に応じたマニュアルに基づき、専門業者が健全度調査を実施し、その結果をもとに施設ごとの劣化状況や安全性を考慮した上で、総合的な判定（４段階評価）を行っているが、今後の点検・診断等においては「公園施設の安全点検に係る指針（案）」（平成 27 年 4 月国土交通省策定）を踏まえ実施していく。
- ・ また、予防保全型管理を行う公園施設については、５年ごとに実施する健全度調査をもとに見直しを行うこととするとともに、指定管理者が行う日常点検や専門業者が行う定期点検において異常が発見された場合は、その都度、健全度調査を実施して総合的な判定を行う。
- ・ さらに、事後保全型管理を行う公園施設については、使用見込期間に達した施設であっても、異常が見られない場合には施設の更新を行う必要がないため、適時・適切な点検・診断に努めていく。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 「佐賀県公園施設長寿命化計画」に基づき、既存の公園施設ストックの効果的・効率的な維持管理・更新を行う。
- ・ また、健全度調査等の点検・診断や、施設の新設・補修・撤去・更新等の履歴を適切に記録するとともに、適宜、必要に応じて長寿命化計画の見直しを行っていく。

③安全対策の実施方針

- ・ 各公園の指定管理者による日々の日常点検や、専門業者による定期点検で公園施設の異常が発見された場合には、その利用を中止するとともに立入禁止措置等を行い、利用者の安全対策を図る。
- ・ 特に遊具については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省）や「遊具の安全に関する基準」（日本公園施設業協会）に基づく点検を確実に実施していく。

④耐震化の実施方針

- ・ 県営球場等の既存の建築物については耐震設計基準により建設されているが、今後も基準改

訂等により必要が生じたものについては、その都度、耐震化を図っていく。

⑤長寿命化の実施方針

- ・ 事後保全型管理を行う公園施設は、求められる機能が確保できなくなった時点で撤去や更新を行うとともに、予防保全型管理を行う公園施設については、その施設ごとに必要な健全度を維持するための適切な補修等を行い、計画的に施設の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減を図る。
- ・

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 公園のユニバーサルデザイン化を進め、利用者が安全に安心して活用することができる公園環境の整備に取り組んでいく。

⑦脱炭素化の推進方針

- ・ 公園施設の改修・更新時における園路・運動施設等の照明灯の LED 化により、施設の省エネルギー化を図る。

⑧統合や廃止の推進方針

- ・ 公園内空間を有効に活用するため、利用者の少ない公園施設については、老朽化に伴い修繕・更新を検討するタイミングで、統合や廃止についても検討する。

18. 住宅

(1) 現状や課題に関する基本認識

佐賀県が管理する県営住宅は、令和5年度末現在、67団地、約6,600戸となっており、そのうち、昭和40～50年代に建設された大量の住宅が修繕の時期を迎えている。また、あわせて入居者の高齢化も急速に進んでいる状況である。

このため、既存県営住宅の有効活用及び効果的・効率的な維持管理を目的として、平成30年度に改定した「佐賀県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕や建替等を推進するとともに、あわせてバリアフリー化等を実施する必要がある。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・ 建築基準法令に基づき、3年に1度、構造や建築設備等についての定期点検を適切に実施し、安全性を確認する。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 「佐賀県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、建設年度や老朽度等を考慮のうえ既存県営住宅の効率的かつ計画的な維持・管理を推進する。あわせて、維持管理や修繕等の経歴を適切に保存及び継承することにより、修繕に要するコストの縮減や今後の維持管理に生かす。

③安全対策の実施方針

- ・ 定期点検の結果等により危険性が認められた住宅については速やかに対処することで、入居者の安全・安心の確保に努める。

④耐震化の実施方針

- ・ 既存県営住宅のうち耐震性が不足している 1 団地については、用途廃止を行い、解体等の検討を進める。

⑤長寿命化の実施方針

- ・ 「佐賀県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切な時期に計画的に修繕を行い、既存県営住宅の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの低減を目指す。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ エレベータや手すりの設置、段差解消など、県営住宅の入居者が安全に安心して生活ができるようユニバーサルデザイン化に取り組んでいく。

⑦脱炭素化の推進方針

- ・ 県営住宅の改修・更新において建物の断熱性能の向上や照明の LED 化等による施設の省エネルギー化を図る。

⑧統合や廃止の推進方針

- ・ 「佐賀県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した住宅の建て替えや小規模な団地等の統廃合及び用途廃止の推進に努める。

19. 公営企業財産

(1) 現状や課題に関する基本認識

昭和 42 年の事業開始から 58 年が経過し、施設・設備の老朽化が進み、順次更新時期を迎えることから、令和 5 年度に東部工業用水道の資産管理計画（いわゆるアセットマネジメント計画）及び令和 6 年度に施設等の全面的な更新に向けた施設更新等計画を策定した。

この計画において、工業用水の安定供給を行いながら経営を維持し、更新工事を実施していくため、整備事業の平準化（1 期約 10 年の 4 期に分け、約 40 年間の計画）を行っている。

今後は、この計画に基づき、適切に実施する。

（２）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・ 日常的な点検に加えて、施設・設備の法定点検を定期的に行う。

②維持管理・更新等の実施方針

- ・ 電気・機械設備は、定期的なオーバーホールなどの予防保全型維持管理を行い、トータルコストの縮減・平準化を図る。
- ・ 更新について、計画的に実施するために、施設更新等計画に基づき、実施する。

③安全確保の実施方針

- ・ 点検・診断等により機能低下・不能が認められた施設・設備については、直ちに対応を講じ、機能回復に努める。

④耐震化・耐水化の実施方針

- ・ 構造上の要件として、地震や浸水に耐える構造であることを求められ、今後、管路や施設等の更新に合わせ、必要に応じて耐震化、耐水化を図る。

⑤長寿命化の実施方針

- ・ 施設・設備について、予防保全型維持管理の考え方を前提とした投資計画に基づき長寿命化を図る。

⑥脱炭素化の推進方針

- ・ 施設・設備の更新において、省エネルギー化を図る。

⑦統合や廃止の基本方針

- ・ 県東部地域で工業用水を供給する唯一の施設であり、統合・廃止は困難であり、適切な維持管理を実施して継続的に機能を確保していく必要がある。